

令和5年(2023年)1月24日
滋賀県教育振興基本計画審議会第3回会議
資料 4

滋賀の教育大綱

(第4期滋賀県教育振興基本計画)

素案

目 次

1	計画の枠組	1
(1)	策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
(4)	SDGsの視点の活用	1
2	計画策定の背景	2
(1)	本県教育をめぐる現状と取組の視点	2
①	未来社会を見据えた学習者主体の人づくり	2
②	コロナ禍の経験から得た「気付き」	2
③	多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学 び	3
④	高等学校段階の充実した学び	4
⑤	教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組	4
⑥	生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び	5
⑦	学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現	5
(2)	第3期計画の成果と課題	6
柱1	子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む	6
柱2	社会全体で支え合い、子どもを育む	10
柱3	すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する	12
3	基本目標とサブテーマ	14
4	全体的な方向性	15
(1)	すべての人が愛情をもって取り組む教育	15
(2)	学習者が主体の教育	15
(3)	滋賀に学ぶ教育	16
5	今後5年間に実施する主な施策	17
柱I	夢と生きる力を育む	18
(1)	知・徳・体を育む	18
①	確かな学力の育成	18
②	豊かな心の育成	21
③	健やかな体の育成	23
(2)	主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	24
①	社会参画・社会貢献意識の育成	24

② 情報化に対応する力の育成	26
(3) 多様な学びの機会をつくる	27
① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進	27
② 部活動への支援	28
柱Ⅱ 学びの基盤を支える	30
(1) 教職員を支え、教育力を高める	30
① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進	30
② 教職員の資質能力の向上	31
(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる	32
① 子どもの心理的安全性の確保	32
② 学校安全の推進	33
③ 教育DXの推進	34
④ 学校施設の教育環境の整備	35
(3) 多様な教育ニーズに対応する	35
① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進	35
② 魅力ある県立高等学校づくりの推進	37
③ 私学教育の振興	38
(4) 学びを円滑につなげる	39
① 就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続	39
② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	39
柱Ⅲ みんなで学びに関わる	41
(1) 生涯を通じた学びを推進する	41
① 生涯学習の振興	41
② 読書活動の推進	43
③ 図書館を生かしたまちづくりの推進	44
(2) 地域社会で学びをつなげる	46
① 地域と共に取り組む学びの推進	46
② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進	47
③ 家庭と共に取り組む学びの推進	47
(3) 困難な環境等にある人の学びを支える	48
① 学校や家庭での学びへの支援	48
② 多様な学びの機会や居場所の確保	50
6 施策の推進方法	52
(1) 県における推進体制	52
(2) 国および市町との連携	52

(3) 進行管理	52
(4) その他	52
7 数値目標	53

1 計画の枠組

(1) 策定の趣旨

滋賀県では、平成 18 年(2006 年)に全部改正された教育基本法に基づき、平成 21 年(2009 年)に「滋賀県教育振興基本計画」、平成 26 年(2014 年)に「第 2 期滋賀県教育振興基本計画」、平成 31 年(2019 年)に「第 3 期滋賀県教育振興基本計画」を策定してきました。一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」を、平成 27 年(2015 年)、平成 31 年(2019 年)にそれぞれ「滋賀県教育振興基本計画」をもって位置付けることとして策定してきました。

こうした経緯を踏まえ、これまでの計画と連続性を持たせ、政府の第 4 期教育振興基本計画を参酌し、教育の当事者である子どもたちからの意見も取り入れながら、総合的かつ体系的な滋賀県の教育施策の計画として本計画を策定するものです。また、本計画は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けます。

この計画に基づいて教育の振興を図り、今後いっそう変動性、不確実性、複雑性、あいまい性を増すと見込まれる社会情勢にしっかりと向き合い、未来の滋賀県を担う人づくりに取り組みます。

(2) 計画の位置付け

- ・本県の教育分野の最上位の計画として、施策を総合的かつ体系的に示すものです。
- ・教育基本法第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定される地方公共団体の長が定める「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」としても位置付けます。
- ・「滋賀県基本構想」を上位計画とする教育分野の部門計画です。なお「滋賀県文化振興基本方針」、「滋賀県スポーツ推進計画」など関係する他計画と整合し、関連する施策は調和されたものとします。

(3) 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)から令和 10 年度(2028 年度)までの 5 年間とします。

(4) SDG s の視点の活用

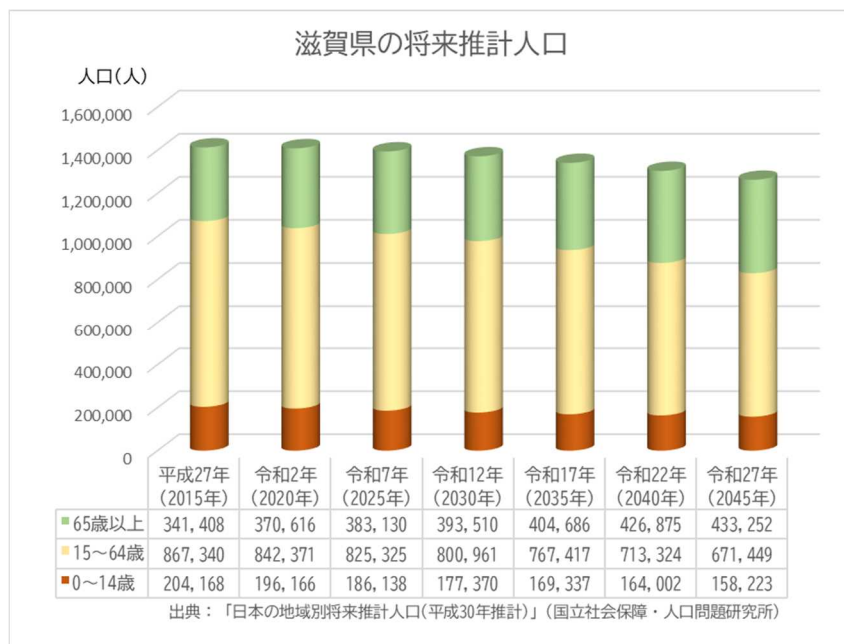
全ての人に質の高い教育を提供し、将来にわたり持続可能な社会の実現に資するため、本計画では、施策の随所に SDG s (持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals) の視点を生かします。

2 計画策定の背景

(1) 本県教育をめぐる現状と取組の視点

① 未来社会を見据えた学習者主体の人づくり

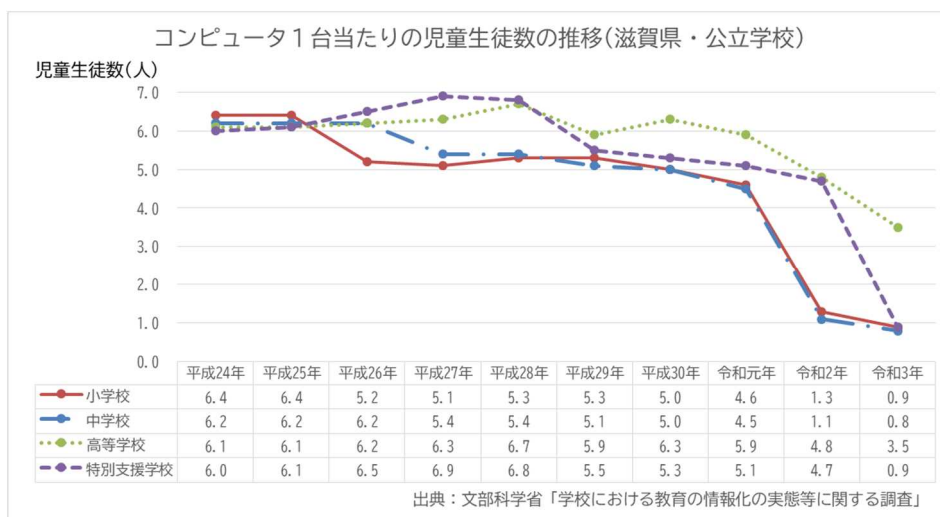
子どもたちが社会の中心になって活躍する2040年以降の未来社会を見据えると、人口減少や少子高齢化、デジタルトランスフォーメーションなどの技術革新を基盤とした社会構造の変化、グローバル化や多極化、地球環境問題などの一層の進行が予測され、さらに、こうした変化が、これまでの社会や制度の延長上では対応できない段階にまで至ると想定されています。こうしたVUCA(変動性、不確実性、複雑性、あいまい性)の時代にあっては、情勢への適応だけでなく、自ら未来を切り拓いていく力が一層重要になると見込まれます。本県の教育はこれまで、「夢と生きる力」の育成に取り組んできました。この取組の継承とともに、学習者を主体に置いた、一人ひとりの学びの最適化などに取り組むことで、多様な人々との協働の中で主体的に答えを見出しながら、時代の変化にたくましく向き合い、持続可能な社会づくりに参画する人づくりを図っていくことが重要です。



② コロナ禍の経験から得た「気付き」

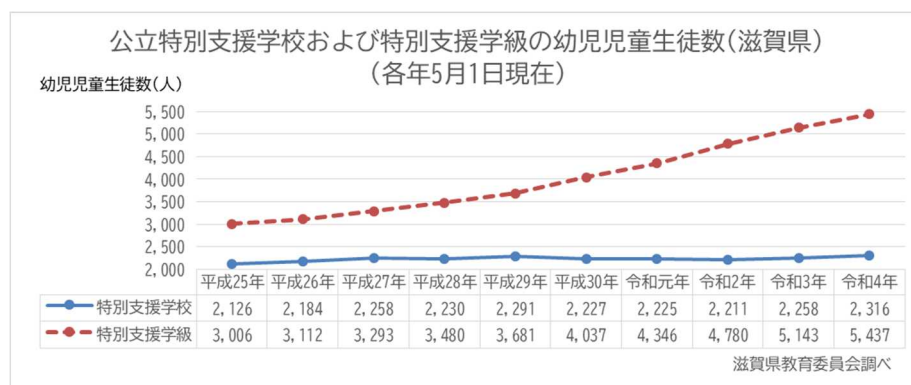
現在もなお全世界で続くコロナ禍は、子どもたちを中心とする学びに大きな影響を及ぼした一方で、健康の大切さ、学校などの場において共に学び交流する大切さ、本県独自の学習船「うみのこ」による教育活動をはじめとした体験的な学びの大切さ、そして一人ひとりや社会の幸せの大切さを再

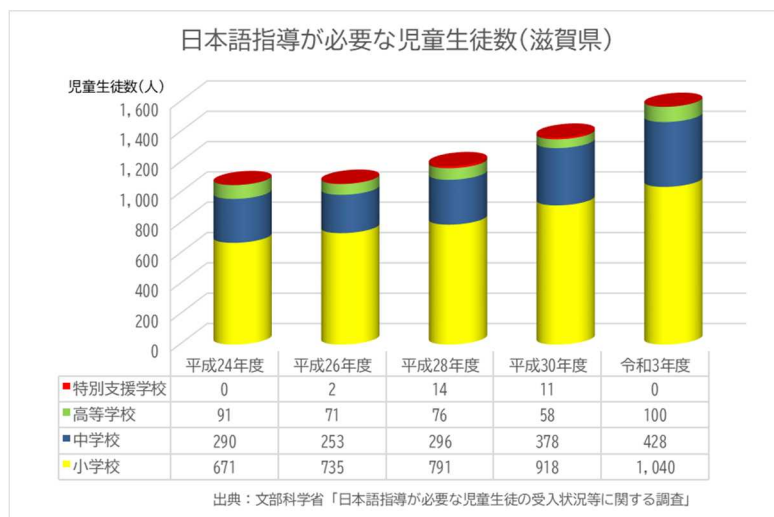
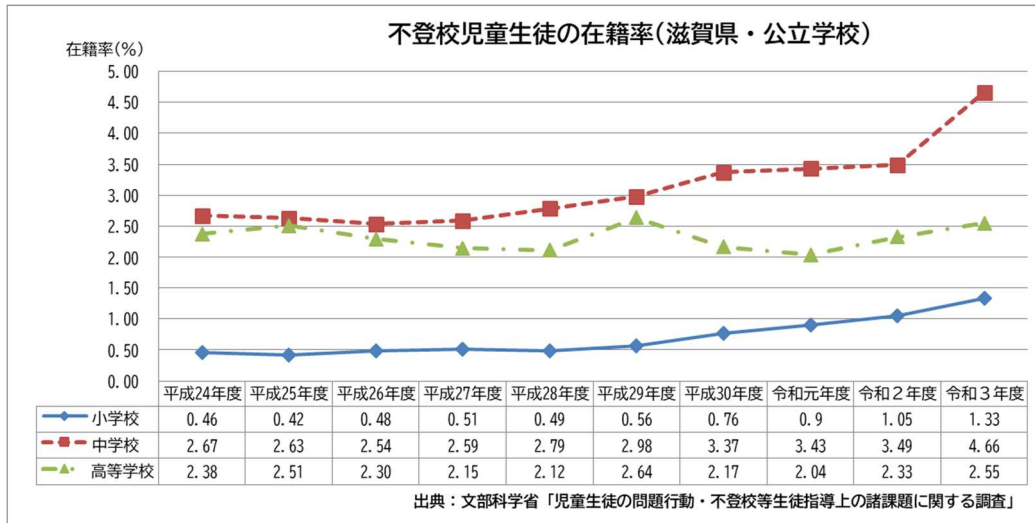
1 認識する契機となりました。また、コロナ禍に応じた学びの模索は、オンラ
 2 インによる教育活動や、ICTを組み合わせた学習教材の活用など、新たな
 3 学び方の可能性を実感する機会ともなりました。このような困難に直面す
 4 る中で私たちが得た様々な「気付き」を、これからの滋賀県の教育の一層の
 5 充実につなげていくことが重要です。



19 ③ 多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び

20 全国の傾向と同様に、本県においても、公立小中高等学校に在籍する特別
 21 な支援を必要とする児童生徒が増加しています。また、令和3年度の小、中
 22 学校の不登校児童生徒の在籍率は過去最高の水準を示すとともに、日本語
 23 指導が必要な外国人児童生徒も増加傾向にあるなど、子どもたちの置かれ
 24 た状況は一層多様化する傾向にあります。特別支援教育の充実のほか、家庭
 25 の状況や、文化的・言語的背景の相違など、子どもたちが置かれている環境
 26 が学びにもたらす困難に対して、地域、福祉部門、経済界、家庭など多様な
 27 主体と連携を深めることなどにより、社会全体で多様な状況にある子ども
 28 たちを支え、学びから誰一人取り残されないようにすることが重要です。





④ 高等学校段階の充実した学び

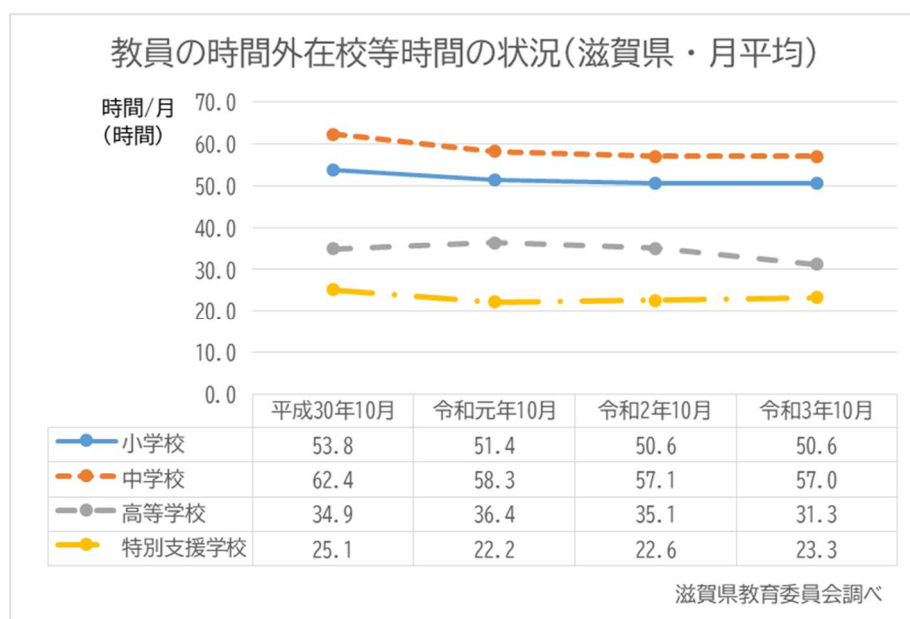
令和4年に成年年齢が18歳に引き下げられました。高等学校段階においては、生徒が、自己のキャリア形成と関連付けて生涯にわたって学び続けていくことができるよう、地域社会と連携・協働し、一人ひとりの可能性と能力を最大限に伸ばさせる学びが求められます。各高等学校では、義務教育段階の基礎的知識や技能の上に、生徒一人ひとりの好奇心や探究心を喚起し、課題を見つけて解決に向けて考え行動する教育活動を展開していくことが重要です。

⑤ 教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組

学校教育を取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、子どもたちの個々の状況に応じて一人ひとりの可能性を最大限に引き出すためには、教職員が組織的・協働的に諸課題の解決を図る力の向上が欠かせません。強い意欲と情熱をもった人材の採用とともに、OJTおよび資質の向上に関する指標

1 等に基づく研修の充実により、社会の激しい変化に前向きに対応でき、学び
2 続ける教職員の育成が重要です。

3 一方、学校における働き方改革に取り組んできたものの、教職員の長時間
4 勤務は解消しておらず、教職員の心身の健康を損なうおそれがあるだけで
5 なく、教育の質の低下や、教員の人材確保にまで影響を与えかねない状況に
6 あります。教職員が自らの能力を十分に発揮し、やりがいと働きやすさを感じ
7 られる魅力ある職場環境の構築や、教職員の笑顔が子どもたちの笑顔に
8 つながる学校づくりが重要です。



24 ⑥ 生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び

25 「日本では、2007年に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」
26 と指摘されるなど、人生100年時代の本格的な到来が推測されています。長
27 い人生を豊かなものとするために、生涯の様々な場面で学ぶ機会を充実す
28 ることが重要です。また、家庭をはじめ、地域住民や企業、NPO等は、生
29 涯にわたる学びを支える重要な主体であり、社会のみんなで学びの充実に
30 取り組むことが重要です。

32 ⑦ 学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現

33 諸外国においては、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康ま
34 での含めて幸福や生きがいを捉える「Well-being(ウェルビーイング)」の概
35 念が重視されてきています。教育についても同様に、経済協力開発機構(O
36 ECD)は、「Learning Compass 2030(学びの羅針盤2030)」において、個人
37 と社会のウェルビーイングを共通の“目的地”としています。これは、「変
38 わる滋賀 続く幸せ」を基本理念に掲げる滋賀県基本構想とも軌を一にす

るものであり、本県においても、学びを通じた一人ひとりや社会のウェルビーイングの実現を方向性とするのが重要です。

(2) 第3期計画の成果と課題

柱1 子ども一人ひとりの個性を大切に、生きる力を育む

(1) 確かな学力を育む

文章や対話などから「読み解く力」に重点を置き、子どもたちの確かな学力の育成に取り組みました。その成果は授業理解度の向上などに表れていますが、全国学力・学習状況等調査結果によると、基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題がみられます。「読み解く力」の育成と併せて基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、確かな学力へつなげていくことが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「学びのアンケート」の「国語/算数・数学の授業の内容はよくわかる」について肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小国:82.0%	小国:83.0%	小国:84.0%	小国:84.5%	小国:85.0%
	小算:82.0%	小算:83.0%	小算:84.0%	小算:84.5%	小算:85.0%
	中国:70.0%	中国:71.5%	中国:73.0%	中国:74.0%	中国:75.0%
	中数:71.0%	中数:72.0%	中数:73.0%	中数:74.0%	中数:75.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小国:88.2%	小国:89.3%	小国:88.9%		
	小算:82.5%	小算:84.5%	小算:84.4%		
	中国:79.9%	中国:81.5%	中国:83.5%		
	中数:69.9%	中数:77.2%	中数:77.6%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「家庭での学習や授業をとおして、問題や課題に取り組む時に、単に答えだけでなく、答えに至る過程や根拠まで説明できるようにしていますか。」の質問に肯定的な回答をした生徒の割合 (県教育委員会調べ)	高:64.0%	高:66.0%	高:68.0%	高:69.0%	高:70.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	高:65.2%	高:69.1%	高:71.2%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「教育課程の編成、評価や改善には全教職員が関わっている」に対して、「よくあてはまる」と回答した学校の割合 (県教育委員会調べ)	小:40.0%	小:45.0%	小:50.0%	小:55.0%	小:60.0%
	中:30.0%	中:35.0%	中:40.0%	中:45.0%	中:50.0%
	高:64.0%	高:68.0%	高:72.0%	高:76.0%	高:80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:48.3%	小:57.3%	小:50.5%		
	中:45.2%	中:55.8%	中:54.3%		
	高:64.7%	高:72.5%	高:76.5%		

1 (2)豊かな心を育む

2 授業をはじめ様々な教育活動を通じて、子どもたちの自尊感情や道徳性、
 3 人権尊重意識などの豊かな心の育成に取り組みました。しかしコロナ禍の影響により、他者と関わりを持たせる機会の設定が困難な時期があったことなどから、自尊感情が十分に高まっていない状況がみられます。自分も他者も大事にする豊かな心は時勢にかかわらず重要な資質であり、引き続き育成に向けた取組が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「自分にはよいところがあると思いますか」に肯定的に回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況等調査)	小:85.4%	小:85.8%	小:86.2%	小:86.6%	小:87.0%
	中:76.0%	中:77.0%	中:78.0%	中:79.0%	中:80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:81.5%	調査未実施	小:77.2%		
	中:71.2%	調査未実施	中:74.3%		

9
10 (3)健やかな体を育む

11 生涯にわたり健康を保持増進していくために、子どもたちの健やかな体の育成に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響を受け、スクリーンタイムの長時間化の一方で、総運動時間が低迷の傾向にあり、運動への愛好的態度が十分に高まっていない状況がみられます。心身の健康は豊かで幸せな人生に向けて欠くことのできない基礎であることから、運動や食生活の望ましい習慣化など、健やかな体の育成に向けた取組が引き続き求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5男子:76.0%	小5男子:77.0%	小5男子:78.0%	小5男子:79.0%	小5男子:80.0%
	小5女子:57.0%	小5女子:59.0%	小5女子:61.0%	小5女子:63.0%	小5女子:64.0%
	中2男子:64.5%	中2男子:67.0%	中2男子:69.5%	中2男子:72.0%	中2男子:74.0%
	中2女子:47.0%	中2女子:49.0%	中2女子:51.0%	中2女子:53.0%	中2女子:55.0%
	R1実績	R2実績	R3実績		
	小5男子:70.5%	小5男子:70.4%	小5男子:67.2%		
	小5女子:51.3%	小5女子:53.8%	小5女子:50.1%		
	中2男子:61.4%	中2男子:62.8%	中2男子:58.8%		
	中2女子:42.7%	中2女子:43.7%	中2女子:39.5%		

18

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生の朝食欠食率(県教育委員会調べ)	小5:2.4%	小5:2.0%	小5:1.7%	小5:1.4%	小5:1.0%
	中2:4.0%	中2:3.8%	中2:3.5%	中2:3.3%	中2:3.0%
	高2:7.8%	高2:7.1%	高2:6.4%	高2:5.7%	高2:5.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小5:3.3%	小5:4.0%	小5:3.9%		
	中2:5.3%	中2:5.3%	中2:5.3%		
	高2:9.1%	高2:8.8%	高2:9.8%		

1 (4)特別支援教育の推進

2 通常の学級に在籍する児童生徒に対しても、特別支援教育を推進してきま
 3 した。小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒におい
 4 て、個々の状況に応じた指導や支援を図るための「個別の指導計画」と「個
 5 別の教育支援計画」の作成が一定程度浸透しています。今後も両計画の作成
 6 はもとより、きめ細かな指導、支援に向けてその活用を図るなど、取組を推
 7 進することが求められます。

8

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%
	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%
	高：92.0%	高：94.0%	高：96.0%	高：98.0%	高：100.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：97.1%	小：99.0%	小：99.9%		
	中：97.1%	中：98.1%	中：99.6%		
	高：91.2%	高：95.4%	高：92.7%		

9

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合(特別支援学級および特別支援学校を除く。) (県教育委員会調べ)	小：84.0%	小：88.0%	小：92.0%	小：96.0%	小：100.0%
	中：84.0%	中：88.0%	中：92.0%	中：96.0%	中：100.0%
	高：84.0%	高：88.0%	高：92.0%	高：96.0%	高：100.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：87.5%	小：90.4%	小：95.4%		
	中：84.5%	中：89.9%	中：95.2%		
	高：79.1%	高：83.2%	高：80.3%		

10 (5)情報活用能力の育成

11 コンピュータ等を適切に用いるなど、子どもたちの情報活用能力の育成に
 12 取り組みました。国におけるG I G Aスクール構想の前倒し実施などにより、
 13 学校現場におけるI C T環境の整備は飛躍的に進展しましたが、一方で、活
 14 用に自信のない教員が一定割合みられる状況にあります。教員の指導力の向
 15 上や、I C T環境を有効に活用した教育活動の推進が求められます。

16

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
教員が授業中にI C Tを活用して指導する能力について、肯定的な回答をした公立学校教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	72.0%	74.0%	76.0%	78.0%	80.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	60.4%	64.2%	69.7%		

1 (6)滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

2 本県独自のびわ湖フローティングスクール児童学習航海をはじめ、滋賀な
3 らではの体験活動等を推進しました。コロナ禍は体験活動に顕著な影響を及
4 ぼしましたが、様々な制約の中にあっても、びわ湖フローティングスクール
5 児童学習航海の日帰りでの継続など、可能な限りの取組を展開しました。し
6 かし子どもたちの体験活動等への主体的な関心は十分に高まっていない状
7 況であり、今後一層の体験の機会の確保や充実が求められます。

8

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
児童の意識調査「フローティングスクールの学習を終えて、びわ湖学習のテーマについての自分の考えを持ち、他の人に伝えることができましたか」の達成率 (県教育委員会調べ)	81%	82%	83%	83%	83%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	79.7%	79.6%	79.6%		

9
10 (7)多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

11 多様な進路・就労の実現に向けて、インターンシップや地域産業との連携
12 等に取り組みました。しかしながらコロナ禍の影響のため、中学生チャレ
13 ンジウィーク事業の実施が難しくなるなど、子どもたちに十分な体験を実施
14 できていない状況であり、課題対応能力やチャレンジ精神、創造性などを育む
15 ことが求められます。

16

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
高校3年間の間に1回以上、インターンシップ・職場体験に取り組む生徒の割合 (県教育委員会調べ)	42%	44%	46%	48%	50%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	46.2%	38.1%	40.0%		

17

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
特別支援学校高等部卒業生の就職率 (県教育委員会調べ)	30%	30%	30%	30%	30%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	28.2%	26.0%	19.5%		

18
19 (8)教職員の教育力を高める

20 教職員の教育力を高めるため、指導力の向上や学校における働き方改革等
21 に取り組みました。しかし依然として教員の長時間勤務の状況がみられるこ
22 とから、子どもたちの学びの基盤である教職員がしっかりと教育力を発揮で
23 きるよう、教職員を支えていく取組が求められます。

1

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
「学びのアンケート」の「授業では、学級やグループの中で自分たちで課題を立てて、その解決に向けて情報を集め、話し合いながら整理して、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思いますか」の項目について、肯定的に回答した児童生徒の割合 (県教育委員会調べ)	小:82.0%	小:83.0%	小:84.0%	小:85.0%	小:86.0%
	中:78.0%	中:79.0%	中:80.0%	中:81.0%	中:82.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小:81.6%	小:82.3%	小:82.7%		
	中:80.3%	中:80.8%	中:84.2%		

2

3

(9)子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

4

就学前の子どもの教育・保育ニーズへ対応する環境整備に取り組みました。

5

受け皿となる保育施設等の整備は進んできましたが、就学前の子どもの学びの一層の充実が求められます。

6

7

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
幼稚園・保育所・認定こども園等利用定員数 (県調べ)	60,557 人	60,058 人	61,076 人	61,355 人	61,332 人
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	59,590 人	60,971 人	61,897 人		

8

9

(10)私学教育の振興

10

私立学校の運営への支援や、私立高等学校等生徒保護者への経済的支援に取り組みました。県内私立高等学校の定員充足率は令和2年度以降、90%強の状況にありますが、引き続き私立学校の特色ある教育への支援が求められます。

11

12

13

14

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
私立高等学校の入学時の募集定員に対する定員充足率 (県調べ)	97%	97%	98%	98%	99%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	88.4%	91.7%	91.0%		

15

16

柱2 社会全体で支え合い、子どもを育む

17

18

(1)家庭や地域と学校との連携・協働活動の充実

19

地域の教育力を生かし、幅広く地域と学校との連携・協働が充実するよう、組織的で持続可能な体制づくりを推進しました。コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入する学校は着実に増えています。「社会に開かれた教育課程」を実現するために効果的なコミュニティ・スクールの導入を引き続き推進することが求められます。

20

21

22

23

24

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	40.9%	46.5%	54.4%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている公立小中学校の割合 (県教育委員会調べ)	40%	50%	60%	70%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	49.7%	52.7%	55.0%		

(2)子どもの安全・安心の確保

防災教育の充実等のため、消防等との連携を推進しました。コロナ禍の影響のため一部に連携が困難な状況ありましたが、子どもの学びの充実に向けて、今後も安全や安心の確保を図ることが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校防災教育アドバイザー(消防署)と連携した教育・研修を実施した学校の割合 (県教育委員会調べ)	84%	88%	92%	96%	100%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	78%	71.4%	75.3%		

(3)家庭の教育力の向上

地域のつながりの希薄化や家庭環境の多様化が進む中であって、子どもたちの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支える取組や、保護者の学びの機会や交流の場づくり等に取り組みました。家庭教育支援チームを組織する市町は着実に増えていますが、コロナ禍を経て人と人とのつながりの希薄化が加速度的に進行し、孤立しがちな保護者は増加傾向にあります。地域のみならず家庭に寄り添い、子どもたちの学びを支えていく取組が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
家の人との学校の出来事に関する会話の状況(「している」の割合) (R1まで全国学力・学習状況等調査、R3は県教育委員会調べ)	小：54%	小：55%	小：56%	小：58%	小：60%
	中：44%	中：45%	中：46%	中：48%	中：50%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：49.1%	調査未実施	小：53.5%		
	中：43.3%	調査未実施	中：45.9%		

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
家庭教育支援チームを組織する市町数 (県教育委員会調べ)	6市町	7市町	8市町	10市町	12市町
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	6市町	7市町	8市町		

1 (4)家庭の経済状況への対応

2 経済的困難など家庭の状況が多様化する中であっても、子どもたちがしっ
3 かりと学びに向かえるように、スクールカウンセラーやスクールソーシャル
4 ワーカーといった専門人材による支援や、福祉部門との連携に取り組みまし
5 ました。学校において専門人材の配置や活用は進んでいますが、不登校など子
6 どもたちの学びを取り巻く困難な環境は多様化とともに増加傾向にあること
7 から、支援を一層強化することが求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
生活保護世帯に属する子 どもの高等学校等進学率 (厚生労働省調べ)	93.6%	95.0%	96.4%	97.8%	99.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	98.3%	96.2%	93.6%		

9 柱3 すべての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興する

10 (1)すべての人が「共に生きる」活力ある地域を創生するための生涯学習の場 11 の充実

12 地域における生涯学習の場の充実や、学びの成果が生かされる学習機会の
13 充実に取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により、地域での活動が制
14 限され、地域や社会で学びの成果が十分に活用されていない状況がみられた
15 一方、オンラインを活用した学習機会が増えており、変化する社会に対応し
16 た生涯学習の機会の充実や、地域の様々な主体が学びに関わることができる
17 取組が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学びの成果を地域や社会のた めに生かしている人の割合 (県調べ)	31.0%	32.0%	33.0%	34.0%	35.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	27.4%	25.5%	22.1%		

21 (2)柔軟で多様な生き方に対応した学び続ける機会の充実

22 必要な知識や技能を身に付けながら、柔軟で多様な生き方を選択できるよ
23 う、学び続ける機会の充実などに取り組みました。コロナ禍の影響による学
24 びの機会の減少などから、仕事や就職・転職などに学びの成果を十分に生か
25 されていない状況にあります。一人ひとりの豊かな生涯の実現の観点から、
26 学びの機会の充実が求められます。

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学びの成果を仕事や就職・転職 などに生かしている人の割合 (県調べ)	33.0%	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	28.6%	25.2%	23.8%		

1 (3)滋賀ならではの学習の推進

2 琵琶湖に代表される豊かな自然や多彩な文化等を活かした、地域での学び
3 の推進に取り組みました。持続可能な社会づくりに向けた、主体的に行動で
4 きる人育て等が図られてきましたが、今後も滋賀ならではの自然や文化等に
5 親しみ、その豊かな恵みを活かした学びの推進が求められます。
6

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
環境保全行 動実施率 (県調べ)	80%	80%	80%	80%	80%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	79%	80.8%	76.8%		

7
8 (4)スポーツ・運動習慣の定着

9 スポーツ・運動の習慣化に向けたきっかけづくりの推進などに取り組みま
10 した。成人におけるスポーツ実施率は向上する傾向にあります。子どもの
11 頃からの運動の習慣化に向けた取組などを通じて、一層のスポーツ・運動の
12 活性化を図ることが求められます。
13

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
成人の週1回以上 のスポーツ実施率 (県調べ)	44%	53%	61%	65%	65%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	44.1%	48.7%	52.0%		

14
15 (5)読書活動の普及拡大と読書環境の整備

16 生涯を通じた学びの継続に向けて、子どもの頃からの読書習慣の定着を図
17 るため、家庭、地域、学校それぞれにおいて読書活動の推進に取り組み、興
18 味関心の喚起を図りましたが、子どもたちの読書習慣の定着は充分でない状
19 況にあります。読書は学びの基本であり、一層の読書習慣の定着に向けた取
20 組の推進が求められます。

21 また、県民が読書に親しむ拠点として、県内公共図書館のネットワークの
22 充実など、公共図書館の読書環境の整備に取り組みました。コロナ禍を経て、
23 図書館における非来館型サービスの充実も求められます。
24

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
学校の授業時間以外に、普 段(月曜日から金曜日)、1 日当たり10分以上読書し ている者の割合 (全国学力・学習状況等調査)	小：65.0%	小：66.0%	小：67.0%	小：68.5%	小：70.0%
	中：48.0%	中：49.5%	中：51.0%	中：53.0%	中：55.0%
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	小：63.6%	調査未実施	小：59.6%		
	中：43.8%	調査未実施	中：43.1%		

25

数値目標	R1 目標	R2 目標	R3 目標	R4 目標	R5 目標
県民1人が県立および市町立図書 館で年間に借りている図書冊数 (公社)日本図書館協会調べ)	7.84冊	7.88冊	7.92冊	7.96冊	8.00冊
	R1 実績	R2 実績	R3 実績		
	7.72冊	6.79冊	7.41冊		

26

1 3 基本目標とサブテーマ

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

～「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育～

(1) 基本目標：未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

第1期滋賀県教育振興基本計画以来、滋賀県では、豊かな人間性や社会性、自ら未来を切り拓くたくましさを育む「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を教育の最も基本的な目標としてきました。

少子化・人口減少やグローバル化の加速度的な進行が見込まれる今後の本県社会を見据えると、持続可能な社会の発展を生み出す人づくりは、教育の最大の使命です。「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指して、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として継承します。

(2) サブテーマ：「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育

誰にも共通する「幸せでありたい」という思い。一方で幸せのあり方は一様ではありません。また、かつて滋賀から全国を舞台に活躍した近江商人が遺した「三方よし」の理念は、人は人と関わり合いながらよき自分、よき相手、よき社会を実現していくことを、今日を生きる私たちに教えています。

諸外国で重視されてきているウェルビーイングの考え方は、本県で受け継がれてきた「三方よし」の幸せとも共通するものです。本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。さらには、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を展開します。このような「三方よし」の幸せの実現を、本県の教育の目指す方向性とします。

4 全体的な方向性

基本目標の達成に向けて本計画で取り組む教育施策の全体を貫く方向性を、次のとおりとします。

(1) すべての人が愛情をもって取り組む教育

教育は連綿と社会で受け継がれてきた、人が人をつくる営みです。教育は時代に応じて様々な姿を変えてきましたが、人と人との結び付きである教育の基本として、愛情は普遍的に重要な要素です。

教育の作用としての人と人との結び付きには、教員と児童生徒の関係はもちろん、地域社会など、様々な場面での関係があります。また、生涯学習の観点からは、社会の誰もが学習支援者となり得ます。社会においての連携や協働によって、より良い教育を通してより良い社会を創るという理念の実現を図る「社会に開かれた教育課程」の考え方に立ち、すべての人が愛情をもって教育に関わることが大切です。

コロナ禍の影響により、加速度的に人と人との関係が希薄化していると指摘されています。希望あふれる未来社会に向けた人づくりに当たり、改めて、愛情が教育の基本と認識することが重要となっています。

こうしたことを踏まえ、本県は、社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

(2) 学習者が主体の教育

変化の激しい時代にしなやかに対応していく観点から、生涯にわたり主体的に学び続ける態度を育成することが重要です。また、地域社会の持続的な発展の観点からは、社会の形成に主体的に参画する人づくりが重要であり、子どもの頃からの学びを通じて主体性を育むことが求められます。

主体性を育むに当たっては、集団の中で他者と協働的に関わる学びとともに、それぞれが自らの状況に応じて最適化していく学びを充実することが重要です。ICTの飛躍的な進歩を背景とした社会の変容であるデジタルトランスフォーメーション(DX)が進行しており、教育分野でも学校現場のICT環境整備の進展などにより、学習者一人ひとりの状況に応じた学びが可能となってきています。

こうしたことを踏まえ、本県は、一人ひとりの学習者を学習の主演と位置付けて教育を展開し、それぞれの主体性を育むとともに、それぞれが主体的に学び、成長する過程を支援します。

なお、学習者が困難な環境に置かれている場合には、近江の心の一つである糸賀一雄先生の言葉「この子らを世の光に」の中にある、一人ひとりを大切に作る心に基づき、それぞれの状況に応じて包摂的な対応を図ります。

1 (3) 滋賀に学ぶ教育

2 本県は母なる琵琶湖を田園、山並みなどが取り巻く豊かな自然に恵まれ、
3 自然と共生する文化が育まれてきました。また、交通の要衝であったことな
4 ことから、幾度も歴史の表舞台に立ってきました。

5 また、先人たちから引き継いできた環境や一人ひとりを大切にする心な
6 どは、現代にあっても環境保全活動や家庭・地域による福祉の実践などに息
7 づいています。

8 こうした自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」や先人が培った「近江の
9 心」、また県土に根ざした地域社会や企業等を独自の教材として、これまで
10 本県は「滋賀ならではの学び」に取り組んできました。

11 こうした学びは、社会のデジタル化に対するリアルな体験、グローバル化
12 に対する自身のアイデンティティの側面からも、今後ますます重要になる
13 と見込まれます。学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一
14 層滋賀に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度
15 を育む教育を展開します。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊
16 かな恵みを未来へ引き継いでいきます。
17

18 滋賀ならではの学び

- ✓豊かな自然（琵琶湖、川、山、田んぼ等）を大切にする学び
- ✓多彩な歴史・文化（文化財、祭、芸術、郷土食等）を大切にする学び
- ✓地域、企業等と連携した学び

19 近江の心

先人たちの教えを引き継ぎ、未来につなぐことで、郷土への愛着と道徳性を
育てます。

(主な教え)

- ✓ 中江藤樹先生の教えである「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心
- ✓ 糸賀一雄先生の言葉である「この子らを世の光に」の考えにある一人ひとりを大切にする心
- ✓ 雨森芳洲先生の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心
- ✓ 近江商人の経営の理念である「三方よし」の考えにある公の心
- ✓ 琵琶湖とともに生き、自然環境を大切にする心

など、それぞれの地域で受け継がれ大切にされてきた先人の心を大切に
19 します。

5 今後5年間に実施する主な施策

未来の社会の中心となる子どもたちの力の育成、学びに向けた基盤となる環境の整備、社会のみんなで取り組む学びの観点から、3つの施策の柱を設け、教育施策を総合的に推進します。



1 柱Ⅰ 夢と生きる力を育む

2
3 時代に的確に対応し、「三方よし」の幸せの実現を図るには、確固たる自己存在感を基盤として、主体的に社会へ参画し、未来をデザインしていくことのできる人づくりが不可欠です。

6 このため、本県は、一人ひとりの子どもを、未来社会を支えていく主体として育んでいきます。どの時代でも必要とされる知・徳・体の育成をはじめ、時代の変化に対応できる資質を育成することによって、子どもたちにおいて学ぶ力の向上を図り、夢と生きる力を育みます。各学校では、子どもたちが夢と生きる力を身に付けていくことができるよう、一人ひとりに寄り添い教育活動を展開します。

12 また、学校内外で実施される体験的な学習活動や、学校教育の一環として行われる部活動などは、仲間とのつながりの実感などを通じて責任感、連帯感を育む多様な学びの機会となるものです。これらの機会の提供を通じて、子どもたちの夢と生きる力を育みます。

「夢と生きる力」と「学ぶ力」

夢と生きる力は、知・徳・体などを基盤として、夢をもって豊かな人生を送ろうとする力です。また、学ぶ力は、知・徳・体などを身に付けるとともに、生涯にわたって向上しようとする力です。本県は、子どもたちが将来にわたって夢と生きる力を発揮して幸せを実現することができるように、あらゆる教育活動を通じて子どもたちの学ぶ力の向上を図ります。

18 (1) 知・徳・体を育む

19 幅広い知識と教養や、真理を求める態度、豊かな情操と道徳心、健やかな身体は、先行きが不透明で将来の予測が困難な時代においても変わることなく必要なものです。子どもたちにおいて、これら知・徳・体をバランスよく育み、夢と生きる力の基盤を培います。

24 ① 確かな学力の育成

25 基礎的・基本的な知識・技能や、文章や対話などから「読み解く力」、学びを深める探究的に学ぶ力を基盤として、子どもたちにおいて確かな学力を育成します。確かな学力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの推進など、効果的に教育活動を展開します。

1 <主な取組>

2
3 i 基礎的・基本的な知識や技能の定着

- 4 ◆ 子ども一人ひとりの状況を担任教員等が的確に把握し、主体的に学
5 習に取り組むよう適切に指導することによって、基礎的・基本的な知識
6 や技能が確実に習得されるよう取り組みます。
- 7 ◆ 子どもたちに学習の振り返りを促し、知識等が定着するように取り
8 組みます。各校の状況に応じて、授業時間外の学習の補充・支援に取り
9 組みます。
- 10 ◆ 「家庭学習の手引き」を活用するなどして、子どもの学習方法や学習
11 状況を学校と家庭が共有しながら、学びの定着に向けた家庭学習に取り
12 組みます。また、宿題の出し方や内容の工夫により、学校での学びを
13 踏まえた家庭学習となるよう取り組みます。

14
15 ii 読み解く力の育成

- 16 ◆ ①必要な情報を確かに取り出す(発見・蓄積)、②情報を比較し、関連
17 付けて整理する(分析・整理)、③自分なりに解決し、知識を再構築する
18 (再構築)の3段階のプロセスにより、読み解く力の視点を踏まえた授
19 業づくりを推進・充実します。
- 20 ◆ 子ども一人ひとりの「読み解く力」の育成に向けて、市町教育委員会
21 と連携して実践的な研究・研修を行うことにより、県全体に「読み解く
22 力」の育成の取組を広げます。また、指導方法や教材等の研究と教員の
23 指導力の向上のための研修を一体的に進めます。
- 24 ◆ 豊かな語彙を獲得し、多くの知識に触れ、情緒や豊かな想像力を育む
25 ことで「読み解く力」の基礎となる言語能力を身に付けられるように、
26 就学前から発達段階に応じて読書習慣の定着を支援し、子どもの読書
27 活動を充実します。

28

<p>読み解く力</p>

<p>読み解く力には、文章や情報を正確に読み解き理解する力と、相手の言葉やしぐさ、表情から、相手の意図や思いを読み解き理解する力の2つの側面があるものと捉えています。そして、その両面から「必要な情報を確かに取り出す」、「情報を比較し、関連付けて(自分と結び付けて)整理する」、「自分なりに解決し、知識を再構築する」というプロセスを、どの発達段階においても意識して「読み解く力」を育成していくことが大切であると考えています。</p>

1
2 iii 探究的に学ぶ力の育成

- 3 ◆ 総合的な学習(探究)の時間等を活用して、読み解く力をもとに、子どもが自ら問いを見だし、探究的に学ぶ力を育成します。
4
5 ◆ 子どもが自ら問題を見つけ、さらにその問題を自ら解決する課題探究型学習に取り組みます。
6

7
8 iv 指導体制の整備

- 9 ◆ 少人数学級編制や習熟度等に応じた少人数指導により、子どもの状況に応じたきめ細かな指導に取り組み、学びの充実を図ります。
10
11 ◆ 日常の事象や身近な事柄に基礎を置いて学習を進める小学校における学習指導の特長を生かしながら、義務教育9年間を見通して専門性を活かした教科指導を展開するため、小学校高学年における教科担任制の実施体制づくりに取り組みます。
12
13 ◆ 市町教育委員会とも協力して、指導主事が学校へ指導、助言を行い、教育活動の充実を図ります。
14
15 ◆ 学校内の研究体制や若手教員へのOJTを推進し、教員の指導力の向上を図ります。
16
17
18

19
20 v カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実

- 21 ◆ 各学校において子どもの姿や地域の現状等に基づき、教科を越えて必要な学習内容を組み合わせる教育課程を編成するカリキュラム・マネジメントを充実し、学習の効果の最大化を図ります。
22
23 ◆ 教育課程の実施状況の評価を踏まえて改善を図り、校内体制の他、地域との連携・協働の仕組みも活用しながらカリキュラム・マネジメントに取り組み、授業をはじめとした教育活動の質の向上を図ります。
24
25 ◆ 企業や高等教育機関等とも連携・協働しながら、STEAM教育等の教科等横断的な学びの充実に取り組みます。
26
27
28

29
30 vi 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- 31 ◆ ICTを積極的に活用しながら、つまづいた箇所を繰り返し学ぶ機会を設定するなど、子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等を把握し、その状況に応じた指導の個別化に取り組み、学習内容の確実な定着を図ります。
32
33 ◆ 子どもの興味・関心に応じ、探究において課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行うなどして、子ども自身が興味・関心・将来の希望等に応じて、学習が最適となるよう調整する学習の個性化に取り組み、学習内容の理解の深化を図ります。
34
35
36
37
38

- ◆ 多様な意見を共有しつつ合意形成を図る話し合い活動を設定するなど、子ども同士や多様な他者との協働的な学びに取り組み、他者を尊重する心などの資質能力を育みます。
- ◆ 上記の個別最適な学びと協働的な学びを適切に組み合わせ、それぞれの利点を活かし、相互に成果を還元するなどして、一体的に充実が図られるよう取り組みます。

vii 主体的・対話的で深い学びの推進

- ◆ 子どもが学ぶことに興味や関心をもち、子どもが自分の将来の希望や実生活と関連付けながら、粘り強く取り組み、学習活動を振り返って手ごたえを積み重ね、次の学習への興味や関心につなげることができ、主体的な学びに取り組みます。
- ◆ 子ども同士の話し合い活動や近江の先人の知恵を手掛かりに考えることなどを通じて、自分の考えを広げ深める、対話的な学びに取り組みます。
- ◆ 各教科等に応じた見方・考え方を働かせながら、身に付けた知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して自分の考えを形成し、課題の解決策を考えたりする、深い学びに取り組みます。

② 豊かな心の育成

子どもが権利の主体として尊重されることを通じて、豊かな人間性や社会性を育みます。また、「滋賀の恵み」に触れ、「近江の心」に学びながら、子どもたちにおいて、愛情、正義感、責任感、自他の尊重、人間関係を築く力などを育み、人格の根幹の形成とともに、幸せを実感できる豊かな情操を培います。

<主な取組>

i 子どもの権利の尊重

- ◆ 児童の権利に関する条約等を踏まえ、教育活動を通じた、教職員や子ども自身における子どもの権利等の理解促進や、子どもが安心して意見を表明できる環境づくりなどに取り組みます。

ii 自尊感情の育成

- ◆ 一人ひとりを大切に「授業づくり」、「仲間づくり」、「環境づくり」を通じて、自尊感情を高めます。特に、困難な状況にある子どもに対して、関係機関等と連携した支援の充実を図ります。
- ◆ 子ども同士や大人との関わり合いを通じて、子ども自らが人と関わ

1 ることの喜びや大切さに気づき、多様な個のあり方を認め合うことの
2 できる集団づくりを推進します。

3
4 iii コミュニケーション能力の育成

5 ◆ 国語科などの言語学習をはじめ、あらゆる教育活動において、相手の
6 立場に立って互いを理解したり、自分の気持ちや考えを適切に伝えたり
7 することができる力を育成します。

8 ◆ 外国語の学習においては、言語の習得に向けた学習にとどまらず、実
9 際に言語を使ったり、外国人や外国の文化に接したりする機会を設け
10 ることで、外国語によるコミュニケーション能力の育成とともに、多文
11 化共生への理解を促進します。

12
13 iv 道徳教育の推進

14 ◆ 特別の教科である道徳を要として、教育活動全体を通じて、自身の生
15 き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共
16 によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う道徳教育を推進しま
17 す。各学校においては、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教
18 師を中心とした指導体制を構築します。

19
20 v 人権教育の推進

21 ◆ すべての教育活動を通じて、子どもの感性や人権感覚を育む人権教
22 育の深化を図ります。

23 ◆ 人権についての正しい理解を深めるため、差別の不合理性の認識と
24 ともに、人権獲得の歴史や生き様に学ぶ人権学習を充実させます。

25 ◆ 課題解決に向けた実践的態度を育成するため、「参加・協力・体験」
26 的な学びを通じて、主体的に多様な人とつながっていけるよう授業改
27 善に取り組みます。

28 ◆ 子どもが日常的に人権感覚を高めていくために、指導力の向上を図
29 る研修や日々の実践研究を通じて、教職員自身の人権感覚を高めます。

30
31 vi 発達支持的生徒指導の推進

32 ◆ 課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、すべての児
33 童生徒を対象として、自発的、自主的に自らを発達させていくことを尊
34 重し、学校や教職員はその発達の過程を支える発達支持的生徒指導に
35 取り組みます。

36
37 vii 生命(いのち)の安全教育の推進

38 ◆ 生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性

1 暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え
2 や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に
3 付けることを目指し、発達の段階に応じて、「生命（いのち）を大切に
4 する」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」
5 ための教育に取り組みます。

7 ③ 健やかな体の育成

8 幸せの実現の基礎である健康を生涯にわたって保持増進し、運動やスポ
9 ーツに親しめるように、学校体育の充実等により運動習慣の確立を図りま
10 す。

11 また、食に関する知識や望ましい食習慣の習得に向けた食育や、健康につ
12 いての理解、健康課題の解決について学ぶ保健教育と学校保健を推進しま
13 す。

14 <主な取組>

15 i 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進

16
17 ◆ 子ども一人ひとりが「できた」「わかった」と実感できる体育授業の
18 推進を核として、小学校における「健やかタイム」や「チャレンジラン
19 キング」の実施など、学校教育全体で運動に親しむことができる機会の
20 設定に取り組むことを通じて、運動の習慣化を図ります。

21 ◆ 体育授業の内容については、教科等の横断的な視点とともに、学年相
22 互の関連を図るなど、発達段階に応じた系統的な教育課程の編成に取
23 り組むとともに、教員の指導力の向上を図ります。

24 ◆ 体育の宿題や運動教材の提供などにより、学校外でも運動に親しむ
25 機会を促進し、運動の習慣化を図ります。

26 ii 保健教育および学校保健の推進

27
28 ◆ 生涯を通じた心身の健康の保持増進や、感染症、肥満・痩身、メンタ
29 ルヘルスの問題、アレルギー疾患、がん、薬物乱用防止など、複雑化・
30 多様化する子どもたちの現代的な健康課題に対応するため、体系的な
31 保健教育を推進します。

32 iii 食育の推進

33
34 ◆ 食の自己管理や望ましい食習慣の習得に向けて各学校で作成した
35 「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体で食育を推
36 進します。また、子どもの生活習慣の改善・向上を図るため、食に関す
37 る指導教材等を活用した指導を周知し、家庭や地域との連携を推進し
38

1 ます。

2 ◆ 食育推進の中核となる栄養教諭等の資質向上を図り、栄養教諭等と
3 学級担任、教科担任が連携して、教科等における食に関する指導の一層
4 の充実に取り組みます。

5 ◆ 安全・安心で栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、
6 学校給食の献立に教科等で扱う教材・食材や地場産物を活用したり、地
7 域の郷土食や行事食を提供したりする等、学校給食を「生きた教材」と
8 した食育に取り組みます。

10 (2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

11 社会の変化を前向きにとらえ、主体的に社会形成に参画していく人づく
12 りに向けて、必要となる資質能力を育みます。

14 ① 社会参画・社会貢献意識の育成

15 社会を構成する一員として主体的に社会形成に参画していくために必要
16 な資質能力を育むほか、社会をより良くするために貢献しようとする意識
17 を育成します。

19 i 主権者教育等の推進

20 ◆ 社会の形成に主体的に参画する主権者として、社会の中で自立し、他
21 者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の
22 構成員の一員として主体的に担うことができる力を発達の段階に応じて
23 て身に付けられるよう、総合的に主権者教育に取り組みます。

24 ◆ 学校間の交流を深めるなどして、各学校の生徒会活動の活性化を促
25 進し、社会の形成者として主体的に参画しようとする資質能力の育成
26 に取り組みます。

27 ◆ 高等学校公民科の科目「公共」において、現代の諸課題に関する理解
28 のほか、諸課題の解決に向けた考え方や主体的に解決しようとする態
29 度などの育成に取り組みます。

30 ◆ 将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科など関連する教
31 科において、消費者教育や金融教育に取り組みます。

33 ii 外国語教育の充実およびグローバル化に対応した学びの充実

34 ◆ 英語をはじめとした外国語の学びを通じて、知識とともにコミュニ
35 ケーションに活用できる技能や、日常的な話題や社会的な話題の表現、
36 外国の文化への理解などを育みます。

37 ◆ 自身のアイデンティティの確立を基盤として、グローバル化する社
38 会で活躍できる資質能力を育成するため、ICTを有効に活用しながら

1 ら国際交流を推進したり、国際バカロレアなど特色ある教育を県立高
2 等学校で展開したりします。

- 3 ◆ 高校生の海外留学の促進などにより、地域にイノベーションを起こ
4 すことができるグローバル探究リーダーの育成に取り組みます。

5
6 iii キャリア教育、起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進

- 7 ◆ 子ども一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立することを目指し、
8 主体的に将来を設計できるようにするため、基盤となる自身の自己有
9 用感を育み、職業や働くことへの関心を高め、勤労観・職業観等の形成
10 を図るとともに、生涯にわたるキャリア形成に必要な能力や態度を育
11 成します。

- 12 ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレ
13 ンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインタ
14 ーシップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系
15 統的なキャリア教育に取り組みます。

- 16 ◆ 子ども自身が各学校段階での学びや体験の軌跡を記録することで、
17 将来のキャリア形成と自己実現につなげることができるよう、キャリ
18 ア・パスポートの活用を図ります。

- 19 ◆ 学校ごとに育成しようとする能力や態度の目標を定め、適切に評価
20 を行い、学校や地域の状況に応じたキャリア教育を推進します。また、
21 外部人材を活用する取組の充実を図り、地域の人々と地域課題を解決
22 する協働した取組等を推進します。

- 23 ◆ 職業教育においては、社会の変化や経済の動向に対応できる資質や
24 能力を育成します。また、産業界および地域の企業等と連携しながら、
25 高度な専門的知識、技能、能力や態度を身に付けた滋賀の産業を支える
26 職業人の育成に取り組みます。

- 27 ◆ 企業等や高等教育機関などと連携しながら、起業家精神(アントレプ
28 レナーシップ)を育む学びに取り組みます。

29
30 iv 障害のある子どものキャリア教育の推進

- 31 ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現で
32 けるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将
33 来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みま
34 す。

- 35 ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる
36 専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企
37 業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがしごと検
38 定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。

1
2 v 社会的な課題に関する教育の推進

- 3 ◆ 持続可能な開発のための目標(SDGs)の実現に向けて、国内外の
4 学校間の交流や、地域の多様な関係者との連携などにより、持続可能な
5 開発のための教育(ESD)に取り組みます。
6 ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題(問題)を解決し、持続可能
7 な社会を実現するために、滋賀県環境学習の推進に関する条例および
8 滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民やNPO・地域団体、学校、事
9 業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境学習に取り組みます。
10 ◆ 滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画に基づき、固定的
11 な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に学び、考え、行動する姿勢
12 を育む男女共同参画教育に取り組みます。
13

14 ② 情報化に対応する力の育成

15 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規
16 定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、情報通信技術を日常的
17 に活用した教科等の指導等により、情報および情報手段を適切かつ効果的
18 に活用する能力を育みます。
19

20 <主な取組>

21
22 i ICTを主体的に活用できる態度の育成

- 23 ◆ ICTを授業の目的に応じて適切に活用し、学習の効果を高め、情報
24 および情報手段を適切かつ効果的に活用する能力を育みます。
25 ◆ 問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用
26 し、デジタル社会に主体的に参画するための資質・能力を育みます。
27

28 ii 情報モラル教育の充実

- 29 ◆ 安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、児童生徒が情
30 報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などの情報モラル
31 を育みます。
32 ◆ デジタル・シティズンシップの観点を踏まえ、デジタル社会の構成員
33 の一人として、自ら判断し、責任ある行動ができる力や、自らの意思で
34 積極的にデジタル社会と関わっていく態度を育みます。
35 ◆ 子どもが著作権や肖像権および知的財産権等に関する正しい知識を
36 持って情報を取り扱うことができる学びに取り組みます。
37
38

1 iii プログラミング的思考の育成

- 2 ◆ 技術・家庭科、情報科や他教科との関連も図りながら発達段階に応じ
3 たプログラミング教育を行い、プログラミング的思考や論理的思考力、
4 創造性などを育みます。

6 (3) 多様な学びの機会をつくる

7 地域資源を学びの素材とした体験活動等は、知識だけでなく、仲間や地域
8 の人々との協働を通じた協調性の育成や、地域への愛着など多様な教育効
9 果が期待されるものであり、その推進に取り組みます。

10 また、生徒の自主的な活動である部活動については、スポーツや文化等に
11 関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任感や連帯感の育成な
12 ど、多面的な教育効果が期待されるものであることから、その活動を支援し
13 ていきます。

15 ① 滋賀に学ぶ体験活動等の推進

16 本県が抱える日本一の湖・琵琶湖をはじめとした豊かな自然や、多彩な歴
17 史・文化などの「滋賀の恵み」や、地域社会を支える人々から体験的に学び
18 を得て、知識のほか、行動力、協調性、地域への愛着など多様な資質能力の
19 育成を図ります。

21 <主な取組>

23 i 滋賀の豊かな自然・文化・歴史に親しむ学びの推進

- 24 ◆ 県内のすべての小学5年生・特別支援学校小学部5年生を対象とし
25 た、学習船「うみのこ」を活用したびわ湖フローティングスクール児童
26 学習航海に取り組み、環境に主体的に関わる力や、規律ある生活の実践
27 力、人と豊かにかかわる力を育みます。
- 28 ◆ 滋賀の森に親しむ森林環境学習「やまのこ」や、生命や食べ物の大切
29 さなどを学ぶ農業体験学習「たんぼのこ」、びわ湖ホールの舞台芸術に
30 直接接触れ、舞台芸術への関心を高め、豊かな心や感受性をはぐくむ「ホ
31 ールの子」、信楽焼の体験等を通じて陶芸文化に触れる「つちっこプロ
32 グラム」などの、滋賀ならではの多彩な体験学習に取り組みます。
- 33 ◆ 現在の社会が抱える多種・多様な環境課題(問題)を解決し、持続可能
34 な社会を実現するために、滋賀県環境学習推進計画に基づき、県民や
35 NPO・地域団体、学校、事業者、行政などが、主体的かつ積極的に環境
36 学習に取り組みます。【再掲】
- 37 ◆ 滋賀県文化振興基本方針に基づき、学校教育や社会教育においてが
38 文化芸術に親しめる機会の設定に取り組みます。

1 ◆ 滋賀県文化財保存活用大綱に基づき、学校教育や社会教育における
2 文化財の活用に取り組みます。

3
4 ii 地域社会を教育資源とした学びの推進

5 ◆ 小学校では社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレンジ
6 ウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインターン
7 シップなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系統的
8 なキャリア教育に取り組みます。【再掲】

9 ◆ 県立特別支援学校生徒の働く力の育成と就労促進を図るため、「しが
10 しごと応援団」を通じて、「しがしごと検定」の取組など、職業的自立
11 と社会参加をめざす企業との連携・協力による職業教育の充実および
12 就労支援の強化を図ります。

13 ◆ 地域と学校との連携を図る地域学校協働本部を中心として、幅広い
14 地域住民の参画を得た、放課後子ども教室等における学習支援や体験
15 活動、居場所づくり等の地域学校協働活動の推進を支援します。

16 ◆ 企業や団体等と学校との連携を図る「しが学校支援センター」を通じ
17 て、企業や団体等との連携授業を推進するとともに、各学校の地域連携
18 担当者への研修等の実施により、効果的な連携授業の実施を促進しま
19 す。

20
21 ② 部活動への支援

22 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、活動を通じてスポ
23ーツや文化等に関する専門的な知識技能を習得するのみでなく、責任感や
24連帯感の育成など、多面的な教育効果が期待されることを踏まえ、持続可能
25で適切な運営が図られるよう支援します。

26
27 <主な取組>

28
29 i 適切な部活動指導の実施

30 ◆ 生徒が運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化
31 芸術に親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることのないよう
32 留意のうえ、生徒それぞれの目標を達成できるよう、生徒と十分にコミ
33 ュニケーションを図りながら部活動指導に取り組みます。

34 ◆ 部活動指導に当たり、部活動指導員や外部指導者などの教員以外の
35 指導者の確保を図ります。

36 ◆ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動や休養、睡眠等とのバランス
37 の取れた生活を送ることができるよう、科学的な知見も踏まえて、適切
38 な活動時間および休養日を設定します。

1
2
3
4

- ◆ 部活動においては、指導に当たっての体罰は禁止するとともに、生徒の健康や安全が十分に確保されるよう指導します。

1 柱Ⅱ 学びの基盤を支える

2
3 多様化・複雑化する社会の状況を踏まえ、子どもたちの学びの基盤を支えてい
4 くために体系的に教育施策に取り組みます。

5 学校教育の基盤である教職員の活動を支援し、力を発揮していくことができ
6 る環境づくりに取り組みます。併せて、変化の激しい時代にあっても教育力がし
7 っかり確保されるよう、教職員の資質能力の向上を支援し、教職員自身の幸せの
8 実現に取り組みます。

9 また、子どもたちが安心して快適に学びを進めることができるよう周辺環境
10 を整えていきます。

11 さらに、多様な教育ニーズへ対応するとともに、成長過程の各段階の学びを円
12 滑につなげていく取組など、一人ひとりの子どもを真ん中に置き、その学びの基
13 盤を切れ目なく支えていきます。

14 15 (1) 教職員を支え、教育力を高める

16 日々子どもたちに向き合う、学校教育の基盤である教職員が、力を十分に
17 発揮していくことができるよう、働き方改革の推進などを通じて勤務環境
18 を整備します。併せて、変化し続ける時代に対応し、子どもたちの主体的な
19 学びを支えていくことができるよう、教員の資質能力の確保・向上への支援
20 を通じて、教職員のやりがいを高め、教職員自身の幸せの実現を図ります。

21 22 ① 働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

23 学校生活での子どもたちの笑顔に欠かせない、日々子どもたちと向き合
24 う教職員の笑顔のために、やりがいと働きやすさのある環境づくりを通じ
25 て、教員の子どもの向き合う時間の確保や、教育力の発揮を支えます。

26 27 <主な取組>

28 29 i 学校における働き方改革の推進

30 ◆ 「学校における働き方改革取組方針・計画」に基づき、ICTを効果
31 的に活用しながら、学校における働き方改革を総合的に推進します。

32 33 ii 多様な人材の学校運営への参画

34 ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人
35 材のほか、教員の業務を支援する教員業務支援員など、地域の多様な人
36 材の学校運営への参画を得て、「チーム学校」として各教職員が役割を
37 分担しながら、多様化する課題への対応を図ります。

1 iii 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保

2 ◆ 教育職員の業務量を適切に管理し、教育職員の健康および福祉の確
3 保を通じて学校教育の水準の維持向上を図ります。

4 ◆ 魅力ある職場環境づくりや、私生活との両立により、教職員のやりが
5 いと働きやすさを創出するため、休暇制度等の整備や、代替教職員の確
6 保に取り組みます。

7
8 iv 教職員の健康管理の推進

9 ◆ 定期健康診断の結果による事後措置や健康相談を充実するとともに、
10 長時間労働を行った者への産業医による面接指導を行うこと等により、
11 教職員の健康の確保を図ります。

12 ◆ 教職員自らが心の健康に対する正しい理解と認識を持つためのセル
13 フケアと教育を推進するとともに、各種相談事業につなげることでメ
14 ンタル不調者の早期発見・早期対応に努めます。さらに、長期療養者等
15 の円滑な職場復帰と再発防止のための復職支援を積極的に行います。

16
17 ② 教職員の資質能力の向上

18 子どもの学びを支える教職員には、教育的愛情や倫理観、向上心を基本的
19 な資質能力として、時代の変化にもしっかりと対応していく教育力が求め
20 られます。優秀な人材の確保に努めるほか、教職員の人材育成の取組を通じ
21 て、主体的な資質能力の向上を支援します。

22
23 <主な取組>

24
25 i 教員人材の確保

26 ◆ 学校における働き方改革の推進を通じて、教職の魅力を高めること
27 により、優秀な教員人材の確保を図ります。

28 ◆ 出願要件や選考方法の検討のほか、豊かな自然や文化を活かした学
29 びや同僚とのつながり・支え合い等の本県の教職の魅力を発信するな
30 どして、採用戦略の不断の改善に取り組みます。

31 ◆ 大学生等を対象に「滋賀の教師塾」を実施し、教員を志す意欲、情熱
32 とともに実践的な指導力を高めることにより、使命感を持った滋賀の
33 教育を担う人材の確保を図ります。

34
35 ii 教職員の人材育成

36 ◆ 滋賀県教員のキャリアステージにおける資質の向上に関する指標な
37 どに基づき、求められる資質能力を共有しながら計画的に教職員の人
38 材育成に取り組みます。

- 1 ◆ 教育力の基本である学習指導力のほか、ICTを効果的に活用して
2 指導する力や、子どもの主体的な学びを支援する伴走者としての力な
3 ど、これからの教育に求められる能力の育成を図ります。
- 4 ◆ 滋賀県総合教育センターを中心とした体系的な研修の実施による人
5 材育成の他、教職員同士が学び合うOJTに組織的に取り組み、学び続
6 ける教職員の資質能力の向上を支援します。また、教員の研修履歴に応
7 じた人材育成に取り組みます。
- 8 ◆ 教員育成協議会等を通じて、教員養成大学等との連携を強化し、人材
9 育成に活かします。

10 11 (2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる

12 子どもにおける幸せの実現の前提となる安全・安心を確保し、子どもたち
13 が安心して日々の学校生活を送り、学ぶ力を引き出すことができる環境の
14 整備に取り組みます。併せて、子どもが様々な危険に対応し、安全を守るこ
15 とができる力を育みます。

16 17 ① 子どもの心理的安全性の確保

18 子どもが安心して日々の学びを進め、悩みを受け止めることができる環
19 境を確保します。心理的安全性の確保を通じて、子どもの主体性の発揮とと
20 もに、対話的で深い学びを促進します。

21 22 <主な取組>

23 24 i いじめ防止対策の徹底

- 25 ◆ 担任教員等への信頼感や安心感のもと、子どもがお互いを認め合い、
26 いじめの問題を自分ごととして考え、主体的にいじめの防止や解消に
27 取り組む態度を育み、いじめを許さない学校づくりを目指します。
- 28 ◆ いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであるとい
29 う認識のもと、国や市町、関係機関と連携して、子どもの最善の利益の
30 実現を目指し、いじめの防止に向けて総合的に取り組みます。また、学
31 校は、「子どもの目線」に立って寄り添い、いじめの把握と、組織的かつ
32 迅速な対応によるいじめの解消に取り組みます。
- 33 ◆ 学校内外で子どもをいじめから守り育てるため、家庭、地域、警察や
34 福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワ
35 ーカー等の専門人材などと緊密に連携し、社会のみんなでいじめ問題に
36 取り組みます。

1 ii 子どものメンタルヘルスへの対応

2 ◆ 教職員による日々の観察を通じて、早期に子どもの異変の兆候を察
3 知し、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
4 などの専門的な知見を有する人材と迅速に連携して対応に取り組みま
5 す。

6 ◆ 養護教諭は学校内の専門職員として、担任教員等と連携しながら、子
7 どもの心の健康の確保を図ります。また、必要に応じて学校医やスク
8 ールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉分野の関係
9 機関等とも連携した専門的な支援に取り組みます。

10 ◆ 担任教員等と子どもの信頼関係の構築を基盤として、教室を安心で
11 ける居場所にしていくことはもとより、教室で居づらさを感じる子ど
12 もに対して、保健室や相談室など、安心できる居場所づくりに取り組
13 みます。

14
15 iii 学校内外の相談体制の整備

16 ◆ 生徒指導の一環として、一人ひとりの子どもの状況の理解(アセス
17 メント)に基づき、子どもの資質や能力の伸長を援助する観点から、教育
18 相談に取り組みます。

19 ◆ 心理・福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソー
20 シアルワーカー等を活用した「チーム学校」による学校の教育相談体制の
21 整備を推進します。

22 ◆ 不登校の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減するため、
23 滋賀県心の教育相談センターにおいて、医療分野や心理分野の専門人
24 材も交えながら相談対応を実施します。

25 ◆ 福祉分野の関係機関等と連携し、SNS等の子どもが親しみやすい
26 手段も活用しながら、子どもの多様な状況に対応する学校外の相談窓
27 口の確保を図ります。

28
29 ② 学校安全の推進

30 学びを取り巻く環境から、子どもが災害や犯罪、事故等で被害に遭うリス
31 クの低減に取り組むとともに、子ども自身がリスクを察知し、回避できるよ
32 うにするため、防災や防犯等への学びを推進します。

33
34 <主な取組>

35
36 i 学校生活の安全確保に向けた取組の推進

37 ◆ スクールガード等の見守りボランティアや警察と連携した子どもの
38 見守り体制の充実など、各学校と地域や関係機関の協力による通学路

1 の交通安全・防犯体制の構築や、バス送迎に係る子どもの安全確保を支
2 援します。

3 ◆ アレルギー対応、熱中症対応等、子どもの緊急時に対処できるように
4 するため、AEDの使用を含む救命救急法等についての教職員研修に
5 取り組みます。

6 ◆ 学校防災教育コーディネーターを対象とした講習会等を実施し、学
7 校防災委員会の運営や、学校防災教育アドバイザーの指導を踏まえた
8 校内研修や防災教育の実施など、学校の防災管理や防災教育の中核と
9 して役割を果たすことができるよう、資質の向上に取り組みます。

10 ◆ 全ての教職員が学校の設置場所における災害リスクを把握し、想定
11 される様々な災害に対処するための学校防災マニュアルを整備すると
12 ともに、マニュアルに基づいた避難訓練を実施し、安全対策の改善を行
13 えるよう、教職員の危機意識やスキルの向上に取り組みます。また、大
14 規模災害発生時は、学校は地域の避難所となることから、避難所の開設
15 を想定した教職員研修にも取り組みます。

16
17 ii 防災教育、防犯教育の推進

18 ◆ 日常生活の中に潜む様々な危険を子ども自身が予測し、回避できる
19 力や、授業中だけでなく、休み時間や登下校中等にも災害や事件、事故
20 等に遭遇することを想定し、自ら対処できる力等、発達段階に応じた災
21 害等への対応力を身に付けられるよう安全教育に取り組みます。特に、
22 中学生や高校生に対しては、災害等の発生時には自分の命を守るだけ
23 でなく、周囲の人々に目を向け、助けられるような自助・共助の精神の
24 育成を図ります。

25
26 ③ 教育DXの推進

27 滋賀県生きる力を育むための学校教育の情報化の推進に関する条例の規
28 定により定める学校教育情報化推進計画に基づき、子どもたちの1人1台
29 端末環境を安定的に運用するとともに、教育活動へのICT活用を推進し、
30 学びへの最大限の効果を発揮することができるよう取り組みます。

31
32 <主な取組>

33
34 i 1人1台端末環境の安定的な運用

35 ◆ 1人1台端末環境を安定的に授業等に活用できるネットワーク環境
36 の確保を図ります。

37 ◆ ICT機器を安心して学びに利用することができるよう、情報セキ
38 ュリティの確保を図ります。

1 ◆ 経済的状況等のため県立学校における1人1台端末への対応が難しい家庭に対して、端末の貸与等の学びのセーフティネットを確保します。

4
5 ii 教育活動へのICT活用の推進

6 ◆ 授業内容や児童生徒の実態に応じて、ICTを自在に活用して教育活動を行えることを目指し、教職員のICT活用指導力の向上に取り組みます。

7
8
9 ◆ ICT活用事例の集約や授業用支援ソフト・サービスの運用の推進などにより、1人1台端末環境による教育効果の最大化を図ります。

11
12 iii 一人ひとりに配慮したICTの利活用

13 ◆ 障害や日本語能力など特別な支援が必要な児童生徒に対し、遠隔教育などのICTを活用した学びにより、均等に学ぶ機会を確保します。

14
15 ◆ 姿勢や視力低下などの健康面に留意したICT機器の利用について啓発指導に取り組みます。

16
17
18 ④ 学校施設の教育環境の整備

19 子どもたちにとって安全・安心で、快適な学びの場とする観点から、計画的に学校施設の教育環境の整備に取り組みます。

20
21
22 <主な取組>

23
24 i 県立学校施設の計画的な整備

25 ◆ 滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づき、点検等により各施設の状況を的確に把握しながら、計画的に県立学校施設の整備に取り組みます。

26
27
28
29 (3) 多様な教育ニーズに対応する

30 障害のある子どもへの特別な教育的支援や、高等学校段階における多様な学びの選択肢の提供を通じて、子どもたちの個別最適な学びの機会の確保とともに、すべての子どもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会も確保できるよう取り組みます。

31
32
33
34
35 ① 特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

36 「この子らを世の光に」の考えに基づく社会的包摂の観点を踏まえながら、「地域で共に生きていくための力を育てる」を基本的な考え方として、障害のある子どもにおける教育の充実を図るとともに、障害のある子ども

1 と障害のない子どもが共に学び合うインクルーシブ教育システムの構築に
2 向けた取組を推進します。

3
4 <主な取組>

5
6 i 切れ目のない指導・支援

7 ◆ 障害のある子どもの教育的ニーズに応じて、就学前から高等学校段
8 階まで切れ目のない指導・支援を行うため、学校園間の円滑な引継ぎを
9 進めます。小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育
10 支援計画の作成はもとより、一層の利活用を推進します。

11
12 ii 多様な学びの機会の確保

13 ◆ 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みをつくるた
14 め、副籍制度の推進、特別支援学校の分教室や高等養護学校など、多様
15 な学びを進めます。また、多様な障害の状態や特性、医療的ケアを必要
16 とする子どもへの対応など、障害のある子どもの教育的ニーズに対応
17 できる体制づくりや、学校間連携を推進します。

18 ◆ 合理的配慮の提供とともに、通級による指導、特別支援学級といった、
19 連続性のある多様な学びを推進します。

20
21 iii 就学先の選択と相談

22 ◆ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びが柔軟に選択できる
23 よう、必要な支援に取り組みます。

24 ◆ 就学先の選択に関して、望ましい就学相談システムを構築するとと
25 もに、就学相談関係者の専門性の向上を図り、必要な相談・助言に取り
26 組みます。

27
28 iv 特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実

29 ◆ 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する子どもの障害の状態や教育的ニ
30 ーズに応じた指導を充実させるため、教員の特別支援教育に関する研
31 修を推進します。

32
33 v 特別支援教育の実施体制の確保

34 ◆ 県立特別支援学校にあっては、子ども一人ひとりの障害の状態や教
35 育的ニーズに応じてきめ細かく指導し、持てる能力の伸長を図ります。
36 教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動に取り
37 組みます。

38 ◆ 県立特別支援学校が地域の多様な学びの場における特別支援教育の

1 推進・充実をけん引するセンターとなるよう、その専門性を高め、関係
2 機関との連携を推進しながらセンター的機能を発揮します。

3 ◆ 様々な障害のある子どもたちが、安心、安全に過ごし、学びの充実に
4 つながるよう、特別支援学校の一層の教育環境の整備を図ります。

5
6 vi 障害のある子どものキャリア教育の推進 **【再掲】**

7 ◆ 障害のある子どもの自己肯定感を高め、自分らしい生き方を実現で
8 きるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うなど、将
9 来の進路や社会的・職業的自立を見据えたキャリア教育に取り組みま
10 す。

11 ◆ 特別支援学校高等部生徒の就労意欲を高め、働くために必要となる
12 専門的な技能や実践力を身に付けることができるようにするため、企
13 業等の知見を生かしながら授業の改善を図るとともに、「しがごと検
14 定」の実施や企業等での就業体験に取り組みます。

15
16 vii 障害者を支援する関係機関との連携

17 ◆ それぞれの障害の状態に応じて社会参加ができるよう、関係機関と
18 連携して切れ目のない支援に取り組みます。

19 ◆ 学校から働く場への円滑な接続等を支援するため、教育、福祉、労働
20 の各部局と横断的に連携するとともに、労働局（ハローワーク）や滋賀
21 障害者職業センターなど、障害のある人の就労を支援する機関と連携
22 し、障害のある子どもの就労に関する情報を共有するなどして、就労と
23 その定着を支援します。

24 ◆ 「しがごと応援団」への登録を促進するなど、就労先企業および現
25 場実習先企業の一層の開拓を図るとともに、企業等に対して障害者へ
26 の理解を深め、雇用の促進や就業上の配慮の実施を働きかけていきま
27 す。

28
29 ② 魅力ある県立高等学校づくりの推進

30 社会の高度化、多様化や生徒数の減少等に対応し、新しい時代を切り拓く
31 人づくりのため、全県的視野で魅力と活力ある県立高等学校づくりを推進
32 します。

33
34 <主な取組>

35
36 i 各県立高等学校の魅力化の推進

37 ◆ 各県立高等学校においては、これからの滋賀の県立高等学校の在り
38 方に関する基本方針や滋賀の県立高等学校魅力化プラン、各学校の経

1 営方針等に基づき、生徒の多様なニーズに応える魅力と活力ある学校
2 づくりに取り組みます。

- 3 ◆ 県立高等学校の学科の多くを占める普通科について、全県的な視野
4 から多様な学びの選択肢を提供するため、弾力的に特色化を推進しま
5 す。

6
7 ii 産業教育の充実

- 8 ◆ 各県立高等学校の産業系の専門学科においては、最先端の技術や知
9 識、職業上必要となる専門性の基礎と民間企業等で新しい技術に触れ
10 る機会等をバランスよく設けながら、技術者の卵となる人づくりに取
11 り組みます。

12
13 iii 地域との連携の推進

- 14 ◆ 各県立高等学校において、多様な生徒一人ひとりの学びを支えるた
15 めに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域住民や産業界な
16 ど地域の主体との連携・協働を推進するコーディネーターの配置や、コ
17 ンソーシアムの構築、学校運営協議会の設置などに取り組みます。併せ
18 て、地域課題の解決に向けた探究的な学び等を展開することにより、地
19 域と連携・協働した学校づくりを推進します。

20
21 ③ 私学教育の振興

22 それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育により、生徒等のニーズに
23 応じた学びを提供し、公教育の一翼を担う私立学校の自主性を尊重しつつ、
24 私学教育の振興を図ります。

25
26 <主な取組>

27
28 i 私立学校の安定的な運営への支援

- 29 ◆ 私立学校の経営の安定と保護者の経済的負担の軽減を図るため、私
30 立学校の人件費等の経常的経費に対して助成を行います。
- 31 ◆ 社会情勢の変化や教育ニーズを踏まえた魅力ある学校づくりを支援
32 するため、特色ある取組を行う私立学校に対して助成金を重点的に配
33 分します。

34
35 ii 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減

- 36 ◆ 県内の私立高等学校等に在籍する生徒の授業料負担の軽減を図るた
37 め、世帯の所得状況に応じて経済的支援を行います。

1 (4) 学びを円滑につなげる

2 発達段階に応じた各教育段階の学びについて、校種間の連携や接続の取
3 組を通じて、成長過程の各段階の学びを円滑につなぎ、子どもの育ちを支え
4 ます。

5
6 ① 就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続

7 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の重要性を踏まえ、幼
8 児教育と小学校教育の接続の観点を踏まえながら、幼児教育の質の向上に
9 取り組みます。

10
11 <主な取組>

12
13 i 幼稚園教諭等の指導力の向上

14 ◆ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭における幼児教育に係る指導力の向上
15 を支援し、幼児教育・保育の充実を図ります。

16
17 ii 就学前教育と小学校教育との円滑な接続の推進

18 ◆ 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校が「幼児期の終わりまでに育
19 ってほしい姿」の認識を共有し、就学前教育から小学校への接続期にお
20 ける教育・保育の質の向上を図ります。

21
22 ② 大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

23 大学や設置が予定されている(仮称)滋賀県立高等専門学校(以下「県立高
24 専」)等の高等教育機関は地域の知の拠点であり、子どもたちの学びの充実
25 に向けて、高等学校等との連携を推進するとともに、生徒の進学先として、
26 円滑な接続を図ります。

27
28 <主な取組>

29
30 i 高等教育機関との連携の推進

31 ◆ 高等学校等と高等教育機関との連携を通じて、高度な学びが得られ
32 る教育活動を展開します。特に、高等教育機関が有する専門性を、各県
33 立高等学校における学びの特色化に活かします。

34 ◆ 次代の滋賀を支える高等専門人材の育成に取り組む県立高専の設置
35 を見据え、県立高専と県立高等学校が互いに魅力を高め合い、子どもた
36 ちの進学の選択肢の充実を図ります。

37 ◆ 教員育成協議会等を通じて、教員養成大学等との連携を強化し、人材
38 育成に活かします。【再掲】

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

ii 高等教育機関への円滑な接続の推進

- ◆ 中学校や高等学校から高等教育機関への進学を目指す子どもたちの適切な進路選択に向けて、新たな選択肢となる県立高専の十分な周知を含め、高等教育機関の学びへの理解を促進します。
- ◆ 卒業後の高等教育機関での学びにつなげるとともに、さらにその先の社会で力を発揮していくことも見据え、県立高等学校において、主体的に学ぶ姿勢を育む、学びの変革に取り組みます。

1 柱Ⅲ みんなで学びに関わる

2 子どもや学校だけでなく、社会全体を学びの当事者と捉え、家庭や地域、企業・
3 NPOなど、社会のみんなで学びに関わる取組を推進し、みんなの幸せの実現を
4 目指します。

5 学校等の卒業後も学びの機会を得て、知識を深め、能力を高めていくことは、
6 豊かな人生を送るために重要となります。人生 100 年時代を見据え、誰もが生
7 涯のあらゆる場面で学びにアクセスでき、学ぶことで充実感を得て、学びの成果
8 を社会での活動で発揮していく生涯学習社会づくりに取り組みます。

9 また、みんなの幸せの実現の基盤となる地域社会のつながりは、コロナ禍の影
10 響により、一層の希薄化の進行が指摘されており、学びを通じた地域社会のつな
11 がりづくりに取り組みます。

12 他方で、子どもたちなどを取り巻く環境は一層複雑化・多様化しています。困
13 難な環境等における学ぶ機会を支援し、学びから誰一人取り残されないよう
14 にするためには、専門家や学校と違った角度からアプローチできる人材・機関と
15 の連携による支援が不可欠です。子どもにとって身近な存在である学校と、専門
16 性を有する人材・機関等がチームとなり、子どもたちの学びをしっかりと支えて
17 いきます。

18 19 (1) 生涯を通じた学びを推進する

20 人生の様々な場面で学びにアクセスできる機会の確保に取り組むととも
21 に、社会のみんなで学び続ける機運の醸成に取り組みます。また、充実した
22 学びが得られるよう、子どもの頃からの読書の習慣化に取り組むとともに、
23 生涯にわたる学びの拠点として、図書館の充実を図ります。

24 25 ① 生涯学習の振興

26 人生 100 年時代を見据え、柔軟で多様なマルチステージの生き方の実現
27 に向けて、人生の様々な場面で生じる個人的・社会的課題に対応した知識を
28 深めたり、意欲に応じて学ぶことができる生涯学習の機会の充実を図りま
29 す。一人ひとりが主体的に自分らしく学び続けることと併せて、仲間や地域
30 のみんなと学び合う意欲を高められるよう取り組み、地域コミュニティ
31 の維持・活性化を図ります。取組に当たっては、学びで得られた成果を地域
32 社会への参画や課題解決に活かす意識づくりを重視します。

33 34 <主な取組>

35 36 i 学びの機会の充実

- 37 ◆ 市町による図書館等の地域資源を活用した学びの成果を社会に生か
38 す取組を支援し、学びを通じた人と人とのつながりづくりや活躍の場

1 の創出、課題解決型学習の普及を図ります。併せて、各地域の実践発表・
2 交流の促進等を通じて、活力ある地域づくりに結び付く学習機会の充
3 実を図ります。

4 ◆ 各市町の社会教育担当者や公民館等関係者を対象とした研修を通じ
5 て、地域における、課題解決に向けた学習機会の提供や、地域活動の支
6 援を目的とした講座の活性化を図ります。

7 ◆ 高齢者が自らの力を磨き、地域で積極的に活躍し、地域と関わりなが
8 ら居場所や生きがいを持ち、自分らしくいきいきと暮らせるように、学
9 習機会の充実を図ります。また、高齢者の学びの成果が、地域課題解決
10 に向けたボランティアや世代間交流など、多様な活動につながるよう
11 に支援することにより、滋賀の豊かな地域資源を生かした学びの次世
12 代への継承を促進します。

13 ◆ 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、一人ひとりが互い
14 に認め合う共生社会の実現に向けて、身近な生活での気づきを促し、社
15 会における人権課題の解決につなげる観点から、最新の状況も踏まえ
16 た研修会や啓発活動などを推進し、人権意識の向上を図ります。

17 ◆ 性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、一人ひと
18 りが互いを尊重し、助け合いながら個性や能力を発揮し、多様な生き方
19 が選択できる男女共同参画社会を実現する観点から、情報や学習機会
20 の提供を推進し、地域における取組の加速化を図ります。

21 ◆ 交通安全、防災、社会のデジタル化への対応などの社会的・現代的課
22 題について、地域で行われる講座に人材を派遣することなどを通じて、
23 多様な主体と連携した学びの機会の充実を図ります。

24 ◆ 学校における探究活動と連携して地域住民が地域の魅力や課題につ
25 いて学ぶことにより、様々な世代が参加した地域づくりを促進します。

26 27 ii 学びの情報の充実

28 ◆ 社会のみんなの主体的な生涯学習を支援するために、学校や団体、大
29 学、企業、社会教育施設、市町・県等が実施する講座や教室等の学習情
30 報を、学習情報提供システム「におねっと」に一元化し、学びの情報の
31 充実を図ります。

32 ◆ 「におねっと」において、人生100年時代にマルチステージの生き方
33 の実現に向けて学び続ける意義や、学びの成果を地域活動や地域の課
34 題解決に活かした事例などを発信し、多様な学びのあり方についての
35 理解促進や、学びを通じた地域の主体間のネットワークづくりを図り
36 ます。

37 ◆ 地域の人々の学びの成果を学校教育に生かすことができるよう、学
38 校教育の充実に資する人材に関する情報の発信やコーディネートを推

1 進します。

2
3 iii 地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用

4 ◆ 社会教育行政に従事する職員や社会教育施設職員に向けた研修機会
5 の充実に取り組み、資質能力の向上を促進します。

6 ◆ ボランティア、NPO活動に必要な知識・技術に関する学習機会や、
7 団体相互の交流、情報交換を行う場、分野を越えた交流の機会の提供な
8 どの支援を通じて、市民活動の活性化やネットワークづくりを促進し
9 ます。

10 ◆ 生涯学習・社会教育に関する指導・助言やコーディネート等を行う専
11 門人材である社会教育主事や社会教育士の養成・育成を促進し、地域で
12 の学びを支える人づくりを図ります。

13
14 ② 読書活動の推進

15 新たな知識を得たり、幅広い世界を知ることができる読書は、生涯にわた
16 る学びの基本となるものです。生涯にわたり本に親しむためには、子どもの
17 時期の読書習慣の定着が重要です。子どもが読書によって学ぶ楽しさや知
18 る喜びを体験し、読み解く力が育まれ、更に学びを深めようとする意識が培
19 われるよう、家庭、地域、学校など社会のみんなが関わり、すべての子ども
20 がいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりに取り組みます。

21 また、通常の活字での読書が困難な視覚障害者等の読書のバリアフリー
22 に取り組みます。

23
24 <主な取組>

25
26 i 家庭や地域における子ども読書活動の推進

27 ◆ 子どもの時期の読書習慣の定着のため、就学前の子育て支援の取組
28 とも連携しながら、保護者の読書に対する理解を促進し、家庭における
29 読書活動の普及・啓発に取り組みます。

30 ◆ 発達段階に応じて子どもの意欲を喚起する読書活動の啓発に取り組
31 みます。

32 ◆ 図書館職員や学校司書等への研修、読書ボランティアの養成等を通
33 じて、子どもが身近な場面で楽しみながら本に親しむ機会の充実を図
34 ります。

35 ◆ 児童館や放課後児童クラブ、子ども食堂などの子どもが集まる場所
36 に本がある環境づくりに向けて、社会のみんなが連携した読書活動を
37 促進します。
38

1
2 ii 学校図書館の活用など学校における読書活動の促進

- 3 ◆ 「読み解く力」の基礎となる言語能力を育む読書活動の推進に向けて、
4 教員や学校司書等に対する研修や、学校における一斉読書等の活動を
5 推進するとともに、発達段階に応じた子どもへの系統的な指導により、
6 子どもの読書に親しむ態度を育みます。
- 7 ◆ 学校図書館が組織的に運営され、学校全体の計画のもと、多様な読書
8 活動や各教科の学習活動に活用できるよう、公共図書館との連携によ
9 る魅力ある学校図書館づくりなど、学校における読書環境を整備し、子
10 どもの学校図書館の利用促進を図ります。
- 11 ◆ 学校段階が進むにつれて読書率が低下する傾向があるため、特に高
12 校生に向けて、ビブリオバトルや同世代間で本を薦めるなど読書への
13 関心を高める取組を推進します。

14
15 iii 読書バリアフリーの推進

- 16 ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等
17 の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において
18 書籍を通じて専門知識を得ることができるよう、多様な分野の書籍
19 等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができ
20 るよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。
- 21 ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できる
22 ように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利
23 用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なものト
24 なるような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、
25 自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよ
26 う支援します。
- 27 ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな
28 電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚
29 障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、
30 視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じ
31 て豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段につい
32 て周知し、県民の理解促進を図ります。

33
34 ③ 図書館を生かしたまちづくりの推進

35 本県はすべての市町に図書館があり、それぞれが個性豊かなサービスを
36 行い、学びや交流の場となっています。この強みを生かし、より良き自治の
37 基盤づくりにつながる、図書館を生かしたまちづくりを推進します。

1
2 <主な取組>

3
4 i 県立図書館におけるサービスの推進

- 5 ◆ 県民が生涯のあらゆる場面で活用できる場、学びを支える場として、
6 資料の整備を図るとともに、司書のレファレンス能力など専門性の向
7 上を図ります。
8 ◆ デジタル技術の活用等により、資料のインターネット予約や、スマー
9 トフォン等のICT機器から資料へのアクセス対応、スマートフォン
10 等を貸出カードとして使った図書の貸出など、サービスの充実を図り
11 ます。
12 ◆ 県民が地域課題について考え、解決することができるよう、関連する
13 資料やレファレンスサービスを提供するとともに、県の各機関と連携
14 して県政情報の発信を進めます。

15
16 ii 図書館ネットワークの充実

- 17 ◆ 県民がどこに住んでいても、身近な図書館で求める資料や情報が得
18 られるよう、県立図書館が市町立図書館等とネットワークを形成し、図
19 書資料の配送を行うほか、司書間の情報交換や研修を行うなど、各図書
20 館の連携・協働体制の充実を図ります。
21 ◆ 県立図書館と市町立図書館の連携により、各学校図書館への資料の
22 貸出しや運営への助言を行うなどして、学校図書館への支援に取り組
23 みます。

24
25 iii 図書館等を活用した地域づくりへの支援

- 26 ◆ 図書館を地域の生涯学習の拠点として、地域団体等による地域活動
27 の創出や地域のつながりづくりなど、まちづくりの活動に活かす取組
28 を推進します。
29 ◆ 県立図書館は、地域の「知の拠点」として、地域を取り巻く多様な課
30 題に関する資料の収集と提供、関連情報の発信や、課題についての施策
31 や関係機関の情報提供に取り組みます。

32
33 iv 子どもを真ん中に置いた図書館づくり

- 34 ◆ すべての子どもたちが、置かれた環境にかかわらず、読書を通じて学
35 ぶ喜び、生きる力を持つことができるようにする観点から、子どもを真
36 ん中に置いた図書館のあり方について検討します。

1 (2)地域社会で学びをつなげる

2 家庭、地域住民、企業やNPOなど、地域社会の構成員が、それぞれの立
3 場から学校などと共に学びに関わるとともに、学びを支え合う取組を通じ
4 て、地域のみんなのつながりづくりや、地域社会の活性化を図ります。

5
6 ① 地域と共に取り組む学びの推進

7 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域とともにある学校への
8 転換を図るため、学校と地域住民が力を合わせて、学校運営や教育活動に取り
9 組みます。地域のみんなが学びに関わり、地域社会全体で子どもを育むし
10 くみを整えます。

11
12 <主な取組>

13
14 i コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進

- 15 ◆ 学校と地域との連携・協働により子どもの育ちを支えるため、市町立
16 学校や県立学校におけるコミュニティ・スクール(学校運営協議会制
17 度)の導入を推進します。そのため、地域の実情や学校種の特性を踏ま
18 えて系統立てた研修、好事例の発信、専門的な知見を有するアドバイザー、
19 ディレクター等の人材の活用を推進します。
- 20 ◆ コミュニティ・スクールを導入している学校に対して、学校運営に有
21 効に活用されるよう、助言支援に取り組めます。

22
23 ii 地域学校協働活動の推進

- 24 ◆ 地域住民等と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を
25 支え、地域を創生する地域学校協働活動を、コミュニティ・スクールと
26 の両輪として推進します。その際、幅広い地域住民の参画を得て取組の
27 持続可能性を高めつつ、活動内容が地域と学校の双方向に深められる
28 よう、地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置を促進する
29 とともに、地域学校協働本部を中心として、放課後子ども教室等におけ
30 る学習支援や体験活動、居場所づくりが総合的に進められるよう支援
31 します。

32
33 iii 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行

- 34 ◆ 持続可能性の観点を踏まえ、各学校の部活動において、地域のスポー
35 ツ・文化芸術団体等との連携や、近隣学校との合同練習等の交流などに
36 柔軟に取り組めます。
- 37 ◆ 公立中学校で行われる部活動について、地域の実情に応じて、段階的
38 な地域連携や地域クラブ活動への移行を検討します。

1
2 ② 企業・NPO等と共に取り組む学びの推進

3 地域社会の重要な構成員であり、事業活動を通じて専門的な知見や技能
4 を有する企業・NPOと共に、地域における学びの充実に向けて取り組みま
5 す。特に、子どもが将来、社会の一員として主体性を発揮していくための資
6 質能力の育成に、共に取り組みます。

7
8 <主な取組>

9
10 i 学びの充実に向けた企業等との連携

- 11 ◆ 小学校における社会見学や体験活動、中学校における「中学生チャレ
12 ンジウィーク」を推進します。高等学校では地元企業と連携したインタ
13 ーネットなどの体験を重視するなど、各学校段階に応じた体系的・系
14 統的なキャリア教育に取り組みます。【再掲】
15 ◆ 職業教育においては、社会の変化や経済の動向に対応できる資質や
16 能力を育成します。また、産業界および地域の企業等と連携しながら、
17 高度な専門的知識、技能、能力や態度を身に付けた滋賀の産業を支える
18 職業人の育成に取り組みます。【再掲】
19 ◆ NPO等が地域で行う学習支援事業と連携し、子どもの学びの充実
20 を図ります。

21
22 ii 学習支援情報の発信

- 23 ◆ 企業やNPO等が学校において連携授業を行う講座等の情報を収集
24 し発信する「しが学校支援センター」を運営し、活用事例の体系的な整
25 理や発信を行うとともに、各校の地域連携担当者の研修等を通じて、効
26 果的な連携授業が広く県内で行われるように支援します。

27
28 iii 協定制度に基づく企業による取組の促進

- 29 ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県
30 家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが
31 両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進め
32 るとともに、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの
33 支援により、質の充実を図ります。

34
35 ③ 家庭と共に取り組む学びの推進

36 地域のつながりの希薄化や家庭の孤立化、家庭環境の多様化などの状況
37 を踏まえ、家庭に寄り添い、共に学び合い、子どもの育ちを支えていく取組
38 を推進します。子育て支援とも連携しながら支援体制づくりを進めると

1 もに、親としての学びの機会や交流の場の充実などを通じて、健やかな子育て
2 ちや子どもの学びの充実を図ります。

3 4 <主な取組>

5 6 i 家庭教育の活性化促進

7 ◆ 「早寝・早起き・朝ごはん」など子どもの規則正しい生活習慣づくり
8 や、家庭における学習・読書習慣の定着、子どもの自尊感情や愛情、意
9 欲などを高める親のかかわり方の重要性について、PTA、企業等と連
10 携しながら子育て支援の取組や啓発活動を推進します。

11 ◆ 親同士が日頃の子育ての悩みなどを語り合い、地域の横のつながり
12 をつくりながら共に親として育っていくことができるよう、家庭教育
13 支援チーム、PTA等と連携しながら、語り合いを通じた親育ちの学習
14 機会の充実を図ります。

15 16 ii 家庭教育支援体制の構築

17 ◆ 身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う
18 家庭教育支援員の育成を進めるとともに、地域住民等で構成される家
19 庭教育支援チームの活動を支援するなど、地域のみんなで子どもの育
20 ちを支える体制の構築を図ります。

21 ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭
22 教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状
23 況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。

24 ◆ 家庭教育に取り組む企業と県教育委員会の協定制度である「滋賀県
25 家庭教育協力企業協定制度（しがふぁみ）」を活用し、仕事と子育てが
26 両立しやすい職場環境づくりや親子のふれあいを促す啓発活動を進め
27 るとともに、各協定締結企業における家庭教育学習講座の開催などの
28 支援により、質の充実を図ります。【再掲】

29 30 (3) 困難な環境等にある人の学びを支える

31 様々な困難な環境に対応し、学びから誰一人取り残されないように、社会
32 のみんなで学びを支えます。複雑化・多様化する困難に対して、学校や様々
33 な専門人材・機関等がチームとなり、各々の特長を活かしながら学習者を支
34 えます。

35 36 ① 学校や家庭での学びへの支援

37 専門人材・機関等と連携し、学校における学びや生徒指導上の対応を通じ
38 て、子どもたちが安心して学びに向かえるように取り組めます。また、子ど

1 もが家庭で困難を抱えている場合は、地域住民や福祉部門等と連携しながら
2 支援に取り組みます。

3 4 <主な取組>

5 6 i 生徒指導・教育相談の充実

7 ◆ 教育活動の中で子どもの課題の把握や対応に取り組む生徒指導や教育
8 相談の充実を図るため、担当教員の研修や指導体制の整備に取り組み
9 ます。

10 ◆ 医師や弁護士、警察等の専門人材・機関等と連携し、学校へ生徒指導
11 上の事案への対応を助言するとともに、学校だけの解決が困難な事
12 案が発生した場合は、専門人材等を派遣し、連携して対応に当たる体制
13 を構築します。

14 15 ii 専門人材による支援

16 ◆ 複雑化・多様化する子どもの困難な課題を、専門的知見を活用して解
17 決を図るため、心理分野の専門人材であるスクールカウンセラーや、福
18 祉分野の専門人材であるスクールソーシャルワーカーによる、子ども
19 や教職員への支援を推進します。

20 21 iii 困難な家庭環境への支援

22 ◆ 経済的な理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒が学び続け
23 ることができるように、教育費の負担軽減など修学の支援に取り組み、
24 教育機会の確保を図ります。

25 ◆ 日々の教育活動を通じてヤングケアラーの状態にある子どもを早期
26 発見することができるよう、教職員にヤングケアラーの概念を周知し、
27 理解促進を図ります。また、ヤングケアラーとして把握された子どもお
28 よび家庭に対しては、スクールソーシャルワーカーの支援等も活用し
29 ながら、福祉等の関係機関と切れ目のない連携を図り、支援に取り組み
30 ます。

31 ◆ スクールソーシャルワーカー等の専門人材の派遣などにより、家庭
32 教育支援チームによる訪問型家庭教育支援を推進し、家庭の様々な状
33 況に寄り添った支援の普及拡大を図ります。【再掲】

34 35 iv 日本語指導が必要な子どもへの支援

36 ◆ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等に対して、一人ひとりの
37 状況に応じた個別の指導計画に基づき、ICTも活用しながら、適切な
38 日本語指導や母語支援、生活適応指導等に取り組み、多様性を尊重しつ

1 つ、日本語能力の習得と学校生活への円滑な適応を支援します。

2
3 ② 多様な学びの機会や居場所の確保

4 困難を背景として、学びのニーズが多様化している状況を踏まえ、自分に
5 合った学びができる機会や居場所の確保を支援します。また、義務教育を受
6 ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学ぶ機会を支援します。

7
8 <主な取組>

9
10 i 不登校の状態にある子どもへの支援

11 ◆ 教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが中
12 心となり、関係機関とも連携しながら、不登校の状態となった子どもへ
13 のアセスメントを通じて、個々のケースに応じた適切な支援に取り組
14 みます。

15 ◆ 不登校の状態にある子どもや保護者の不安や悩みを軽減するため、
16 滋賀県心の教育相談センターにおいて、医療分野や心理分野の専門人
17 材も交えながら相談対応を実施します。【再掲】

18 ◆ 不登校や引きこもりの状態にある子どもへの切れ目のない支援に向
19 けて、県と市町の福祉部門と教育部門とで結ぶ連携協定に基づくなど
20 して、支援を必要とする子どもに対し、連携しながら早期の適切な支援
21 に取り組みます。

22 ◆ 子どもと年齢が近い大学生等により、不登校等の状態にある子ども
23 への相談やケアを行う、スクーリング・ケアサポーターの活動を支援し
24 ます。

25
26 ii 学びの居場所の確保

27 ◆ 不登校の状態にある子どもを含め、それぞれの子どもが自分に合っ
28 た学びの居場所の確保に向けて、市町が運営する教育支援センターや
29 フリースクール等の民間団体等との連携を図ります。

30
31 iii 義務教育を受ける多様な機会への支援

32 ◆ 義務教育を受ける希望を持つ学齢期を過ぎた人が学んでいくことが
33 できる、学びの場を支援し、多様な学びの機会の実現を図ります。

34
35 iv 読書バリアフリーの推進【再掲】

36 ◆ 障害の特性に応じた適切な形態の書籍を利用できるように、書籍等
37 の充実を図るとともに、教育や就労など、人生のあらゆる段階において
38 書籍を通じて専門知識を得ることができるよう、多様な分野の書籍

1 等の充実を図ります。併せて、書籍等の製作を継続的に行うことができ
2 るよう、製作の支援を進め、製作人材の養成に取り組みます。

3 ◆ どこに住んでいても視覚障害者等が必要とする書籍等を提供できる
4 ように、関係機関との連携に取り組みます。併せて、読書や図書館の利
5 用が難しい視覚障害者等にとって、読書や図書館がより身近なもの
6 となるような取組を推進します。また、視覚障害者等が生涯にわたって、
7 自ら必要な書籍を利用できるように、図書館等を円滑に利用できるよ
8 う支援します。

9 ◆ 視覚障害者等が書籍等を円滑に利用できるように、アクセシブルな
10 電子書籍等の利用を支援するほか、司書や司書教諭、学校司書等、視覚
11 障害者等の読書環境の整備に関わる人材の育成に取り組みます。また、
12 視覚障害者等がライフステージに合った書籍等と出会い、読書を通じ
13 て豊かな人生が送れるよう、様々な形態の書籍等や読書の手段につい
14 て周知し、県民の理解促進を図ります。

15

1 6 施策の推進方法

2
3 (1) 県における推進体制

4 子どもを健やかに育み、多様化する教育ニーズや課題に対応するため
5 は、医療・福祉・産業・労働などあらゆる分野で幅広く連携しながら取り組
6 む必要があります。県の関係部局が相互に連携し、総合的な取組を進めます。

7
8 (2) 国および市町との連携

9 本県の教育施策の推進に当たり、国の所管に属する制度や事業の活用は
10 もとより、事業の創設、制度改正などが必要となる場合は、適宜国に政策を
11 提案します。

12 また、市町の教育施策との調和が図られるよう、情報の共有化、広域的な
13 観点からの調整、市町に対する技術的・専門的な助言や支援などを推進しま
14 す。

15
16 (3) 進行管理

17 本計画に掲げる基本目標などの目指す姿への到達状況については、成果
18 や達成状況を把握するものとし、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改
19 善）の考えに基づき、毎年度、点検・評価を行います。

20 点検・評価の結果は、外部有識者等の評価を経て、議会へ報告します。ま
21 た、結果はその後の施策の展開に反映します。

22
23 (4) その他

24 計画期間中であっても、本県の教育を取り巻く状況の変化に機動的に対
25 応するため、必要に応じて計画の内容について見直しを行います。

26
27

- 1 7 数值目標
- 2
- 3 (今後作成)
- 4